

平成28年第2回長与町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成28年 6月 7日
本日の会議 平成28年 6月 9日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 中山 庄治 君 議事課 長 富永 正彦 君
課長 補佐 細田 浩子 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副町長 鈴木 典秀 君
教 育 長 黒田 義和 君 総務部長 荒木 重臣 君
企画財政部長 久保平敏弘 君 建設産業部長 緒方 哲 君
住民福祉部長 久松 勝 君 教育次長 帯田 由寿 君
健康保険部長 谷本 圭介 君 水道局長 木島 英利 君
会計管理者 谷本 清 君 建設産業部理事 松邨 清茂 君
水道局理事 吉田 邦彦 君 教育委員会理事 近藤 徳雄 君
秘書広報課長 青田 浩二 君 総務課長 山本 昭彦 君
契約管財課長 井川 勝信 君 地域安全課長 山口 功 君
政策企画課長 荒木 隆 君 財政課長 田中 一之 君
税務課長 荒木 秀一 君 収納推進課長 宮崎 伸之 君
土木管理課長 日名子達也 君 産業振興課長 中嶋 敏純 君
福祉課長 森川 寛子 君 こども政策課長 村田ゆかり 君
住民環境課長 栗山 浩二 君 健康保険課長 志田 純子 君
介護保険課長 辻田 正行 君 下水道課長 濱 伸二 君
教育総務課長 宮司 裕子 君 生涯学習課長 山口 利弘 君
農業委員会事務局長 森 省二 君

会議録署名議員

12番 山口 憲一郎 議員

13番 堤 理志 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時13分

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。なお、質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し簡明をお願いします。なお通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順6、分部和弘議員の①災害に強い町づくりについて、②通学時の安全確保についての質問を同時に許します。

8番、分部和弘議員。

○8番（分部和弘議員）

皆さんおはようございます。それでは、早速質問に入らせていただきます。

1点目の災害に強い町づくりについて。阪神淡路大震災や東日本大震災などにより、日本の活断層の実態を確認してきました。今回の熊本県、大分県を震源とする地震災害を目の当たりにして、改めて自身の地域の問題として捉えて対応していかなければなりません。これまで、安全・安心な町づくりをテーマに質問してきましたが、今回の熊本地震により私たちの長与町はこれまで以上に地震災害についての的確に対応する計画が望まれます。町の地震対策について、以下の点について質問いたします。1点目、町は今回の地震災害についてどのように受け止めているのかお伺いいたします。2点目、防災の観点から今後取り組むべき課題をお伺いいたします。3点目、町長が思うまちづくりについて今回の災害をどのようにリンクさせていくのかお伺いいたします。

大きな2点目、通学時の安全確保について。新学期が始まり、真新しいランドセルを背負い、制服に袖を通しての通学姿も3カ月が過ぎようとしています。子供たちの安全・安心は、家族・地域・学校・行政で全力を傾けて守らなければならない重要な事項ですが、交通事故を始めとして子供たちに関する事件事故は後を絶ちません。長与町では、見守り隊、交通指導員の方々の懸命な努力と学校や保育園、学童クラブの様々な取り組みで大きな問題が発生いたしておりませんが、より一層の安全・安心を期して質問をします。1点目、通学時における事件事故の発生状況について、併せて近隣市町の発生状況をお伺いいたします。2点目、放課後児童クラブの安全確保について、支援員への安全教育はどのように携わっているのかお伺いいたします。3点目、各種安全対策の評価と今後の取り組みについてお伺いをいたします。以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。今日、最初のご質問者であります分部議員のご質問にお答えをさせていただきます。2番目1点目と3点目のご質問につきましては、所管をしております教育委員会の方から回答をいたします。私の方からは1番目及び2番目2点目のご質問についてお答えをいたします。

まず1番目1点目の町が今回の地震災害について、どのように受け止めているのかというご質問でございます。最初に本町の地震発生後の警戒体制について報告をいたします。4月14日の21時26分に緊急地震速報（長与町震度2）の発令を受けて、21時30分に長与町災害警戒本部を設置いたしました。その後、消防署、警察、県振興局、自衛隊との情報収集を行っております。その後、震度1程度の余震が5回ほど発生しましたが、幸いなことに本町の被害報告はありませんでした。また、16日の1時25分に緊急地震速報（長与町震度3）の発令を受けまして、14日と同様に1時30分に災害警戒本部を設置をいたしまして対応にあたりました。しかし、この時も本町の被害の報告はあっていないわけでございます。

さて、1番目1点目のご質問の町は今回の地震災害についてどのように受けとめているのかについてでございますけれども、長崎県におきまして、長崎県地震等災害対策専門家会議というのが設置されまして、被害地震発生確率の高い地域とその最大規模、震度、被害範囲、津波の影響等について調査検討が行われております。県内に被害を及ぼす地震の震源となる活断層で最大の規模が予測されるのは「雲仙地溝南縁断層帯」の東部、西部が連動する場合でございます。この場合は島原半島、諫早・大村地区で震度5強、震度6強、長崎、西彼半島南部で震度4ないし6強が予想されております。大地震や豪雨などの自然災害は人間の力では食いとめることはできませんけれども、災害による被害は日頃の努力によって減らすことが可能であると考えております。行政による公助はいうまでもありませんが、自分の身は自分で守る自助、地域や近辺にいる人同士が助け合う共助が災害による被害を減少させる大きな力となります。本町におきましても、有事の際に、地域防災計画の中の地震予防計画や震災応急対策計画に基づき迅速な対応を図りたいと考えております。

次に2点目のご質問でございます防災の観点から今後取り組むべき課題についてでございます。今回の平成28年熊本地震におきましても、倒れた家具の下敷きになり尊い命を失われた方や大けがをした方が多数いらっしゃいます。実際に家具の転倒防止対策を講じている人の割合はまだまだ少ない現状で、内閣府の地震防災対策に関する特別世論調査の結果では、家具や冷蔵庫などを固定し転倒を防止している割合は24.3%という調査結果がありますので、まず初めにご家庭や暮らしの中でひと工夫することにより実現できる家具の転倒防止、あるいは落下防止について広報啓発活動に取り組みたいと考えております。また、地すべり箇所、危険箇所や避難場所などを各自治会別に記載をいたしましたハザードマップをより分かりやすくしまして、6月中旬に各世帯に配布をいたしまして避難行動の支援を図る予定でございます。

次に、3点目の町長が思うまちづくりにおいて今回の震災をどのようにリンクさせていくのかというご質問でございます。協働のまちづくりの観点から住民の安全で安心な暮らしを実現し、次世代に引き継いでいくには地域を構成する多様な担い手との相互の幅広い協働が不可欠と思っております。これは、地域の安全確保には地域住民の助け合

いや相互扶助の精神が強く求められているからであります。阪神淡路大震災を契機に安全・安心に対する意識が非常に高まっております。復興には地域住民の自発的な相互扶助が大きな成果をもたらしております。本町におきましても自主防災組織と地元の消防団と連携をいたしまして、地震体験車を県から借用し住民の皆さんが自ら大規模地震の体験をしていただくことや炊き出し訓練などを通して、地域住民の交流が盛んに行われておるところであります。今後ますますの地域住民の連帯や相互扶助による地域交流を促進をしながら、地域の防災力の向上のために支援及び助言指導等を図っていきたいと考えております。

次に大きな項目2番目2点目のご質問でございます。放課後児童クラブ支援員への安全教育についてでございます。平成27年度に子ども子育て支援新制度がスタートをいたしまして、放課後児童クラブは子ども子育て支援事業の一つに位置づけられております。国の運営に関する基準を踏まえまして、本町におきましても長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定し、放課後児童クラブの質の確保に向けた取組をより一層推進しているところでございます。県の認定を受けました有資格者の配置が義務づけられたことから、資格認定のための研修をはじめ、放課後児童クラブの衛生管理や事故防止などに関する科目を定期的に受講していただいているところであります。また、支援員を対象といたしました食中毒や応急救急法をなどの安全教育をはじめ、クラブにおける遊びや行事の組み立て方、障害児の対応など健全育成につきまして長与町学童保育連絡協議会主催の資質向上研修が毎年開催をされておまして、町としましても職員を講師として派遣をしましたり、別途、町主催の研修に参加していただくなど連携を図りながら児童の安全確保に努めているところでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

②の通学時の安全確保の中で、（1）通学時における事件事故の発生状況並びに近隣市町での発生状況についてお答えします。昨年度、町内で登下校時に発生した交通事故は2件ございました。また、事件には至っておりませんが不審者による声かけ事案が2件発生しております。県下の発生状況でございますが、県警からの平成27年度交通統計によりますと、県下小・中学生の登下校時の交通事故は、小学生で23件、中学生で12件発生しております。なお、近隣の時津町では0件だったと聞いております。また、登下校時にはありませんが帰宅後に出かけていて交通事故に遭った事例が本町で3件報告されていますし、時津町でも帰宅後の交通事故が数件発生しているようでございます。また、不審者からの声かけ事案は、お隣時津町でも本町での発生時期と同時期に1件発生しているようでございます。

3点目の各種安全対策の評価と今後の取り組みでございますが、通学路の安全対策に

については平成24年度の国交省、文科省、警察庁からの通達を受けての緊急合同点検を出発点とし、平成27年度には長与町通学路交通安全プログラムを策定し、取り組んでいるところでございます。これは、安全対策の継続実施を道路管理者、警察、学校関係者が連携して推進するとともに、実施した効果を検証して安全対策の向上に努めるためのものでございます。具体的には各小学校区において民生委員・児童委員の方それから地区コミュニティの方、PTA、学校関係者が一緒になって危険箇所調査を実施し、そこからの指摘を受けまして対策協議会を開き、可能な箇所から対処しているところでございます。また、警察等からの情報提供を受け、子供が事件事故に巻き込まれないような体制を整備するとともに、年に2回ですけれども学校警察連絡協議会を開催し、学校・警察・教育委員会が生徒指導を含めた情報提供や情報共有を行い、安全対策に万全を期すようにしています。今後もこのプログラムを有効に機能させるとともに、子供に関わるすべての大人が子供たちを事件事故から守る機運を高めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

それでは、通告順に従いまして再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目ですけれども地震災害の受けとめについてということで再質問させていただきましても、今回の熊本地方の地震で各市庁舎が使用できないというような事が起こっております。自治体の機能が発揮できない環境に陥ったというふうな報道もなされております。自治体として生命線とも言える庁舎機能が使用できない。この状況を今回、町としてどのように思っておられますか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

本庁舎におきましては、地震対策等を兼ね備えておりますので、それにつきましては、安全・安心というふうに考えております。ただ、いろんなですね、昨日も同僚議員さんからのご質問もございましたけれども、今後は耐震につきましても計画的に進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

新聞の報道によれば、全国知事会でも国に庁舎の耐震化に向けた要望もされてるようですので、それに合わせて耐震化の方もお願いしときたいというふうに思います。そういった中で町長にお伺いしますが、地震について新たな教訓をいただいたものと私たちは思っております。長崎ではあるいは長与で起こらないであろうという認識が覆された

のかなと思います。長崎県内でも、橘湾、先ほど町長の方から言われました雲仙の断層帯や大村・諫早断層帯が点在しております。そのような中、だれもが今回の地震の揺れを感じ驚いたことというふうに思います。そこで今の率直な町長の今回の地震に対する思いをお聞かせいただければと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、本当に議員がおっしゃるように日本全体で、太平洋プレート、それからフィリピン海プレート、他4つのプレートが。そのプレートの上に日本がのっかっているということ。そしてまた、長崎近辺では今、おっしゃいましたように雲仙あるいは大村・諫早ここに断層があるということでごさいます、やはりそういった断層が、もし、そういった形で動き出しましたら、近辺であります長与の方にも発生してくるというのはもう本当に身に染みてわかったような感じがします。特に、私の友人も熊本市内に住んでおりますけれども、益子町で起きましたけれども、とにかく市内まで非常に影響を受けている訳であります。そういった意味では、特にそういった危険なところにつきましては、先ほど申し上げましたように、例えば、家の中におきましては家具ですね、家具等々においてもやっぱり天井と家具の間に器具をつけまして、起こっても家具が倒れてこない。あるいは、ベッドの枕元あたりには、例えばスタンドとか重いものは置かないようにしようとか、あるいは懐中電灯とかラジオとかそういったもの、即使えるものは、身の周りにおいておこなくちやいけないなど、そういったものを本当に身の回りにある自然なことを感じました。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

今回の地震も長崎県の地震関係の耐震改修促進計画書とかいろいろと震度がどのくらい出るとかということも載っております。そういった意味では、今回の熊本の前層、日奈久断層と布田川断層が動いて島原に震度6が来たということもちゃんと記載されております。そういった中で、先ほど言いました東部と西部の前層が連動して起こる地震に関しては、一部長崎市・諫早市の境界付近で震度7程度が起こりうるというような情報も書かれていますし、実際、諫早・大村の前層と島原の前層が連動することによって長与町には震度7程度のものがくるというような予知がされております。そういった意味では、今回この地震災害に対して、やはり町民に何らかの周知事項かあるいは呼びかけるということをしなくちやいけないというふうに私的に思いました。ただ、今月の広報に減災対策ということで載ってございましたけれども、これで本当に十分なのか、町の広報に関してお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

先ほど議員さんがおっしゃられたように、今月6月号の広報に防災特集ということで掲載させていただいております。もちろんこれですべてということではございませんけども、まずは先ほど町長からの答弁もございましたように、自分の身はまず自分で守るという初動といたしますか、そこをまず皆さんに深く理解してもらいたいと。特に先ほど言いました、身の回りをまず安全に保つということと、それからもちろん震度7以上というのが熊本等でもありましたように本町ではそういうことが起きた場合にはそれなりの対策等も考慮しながら、今後、住民の皆さんには周知を図っていきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

周知を図っていきたいということでしたけども、先ほど私、長与町でも震度6クラスが来るというような予知がされてると言っておりますけども、2月に長崎市で防災地震フォーラム in 長崎ということで九州大学の地震火山研究センターの清水教授が来て、講演をされてパネルディスカッションもされております。あったことがそのまま言ったことになってるんですね、それを聞けばやっぱり怖いねと誰しもが思いますし、どの程度の地震がどの地域で長崎県で長与でどのように起こるのか。また考えられる被災状況はどういうふうになってきているのかということ、地震に対して住民に教えていけばとらえ方も違ってくるんじゃないかなというふうに思います。逆にそういうことで不安を煽ることではなくて、想定内の理解をいただくことが、今現在は大事なことかなと私は思うんですけども、そこら辺の周知というのはやっていかれないんですかね。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

周知につきましては、先ほど申しましたように、随時図っていきたいということで、ただ、地域防災計画に基づきまして、毎年、見直し等も行っております。特に今月6月に防災会議も開きまして、そこらへんの話もさせていただきました。一部見直し等も行っております。今後は本町の関係する断層といたしますか、そういうところとの調査ももう少し詳しく研究させていただいて、そして、より町民の皆さんに分かりやすい方法で周知を図っていきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

そこらへんも含めて周知方をお願いして、やはり一過性のものでなくて、なにかの折に周知の方もお願いしときたいというふうに思います。2点目の今後の課題について

ということで再質問させていただきます。いろいろ町長の方からありましたけども、私なりにちょっと考えたことを質問していきたいと思います。まず、公共施設関係ですけども、耐震化の調査や長寿命化対策がされるとしておりますが、個人の住宅の耐震化はどのようになっているのかお伺いをいたします。また、そういった中で昭和56年5月以前の住宅で耐震工事が未実施の件数等がわかればお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えします。長与町の方で耐震化促進計画を平成24年策定をしております。長崎県の方では平成19年策定をされております。それで平成22年時点では、耐震化率は77%、これは平成20年度の住宅土地統計調査による推定ということでございますので実数ではございませんのであらかじめご了承ください。それで平成27年度につきましては、耐震化率を目標として90%にするということで目標の方をあげさせていただいております。それで、今現在の実数ですが、今、長与町の方でも平成18年から「安心・安全住まいづくり支援事業」ということで、耐震の診断及び計画、それと改修工事こちらの方の補助の方をさせていただいております。これも補助を利用させていただいてる方々が診断につきましては平成27年まで25件、それと計画の方が1件、すべて工事の方までされてる方が3件ということでございます。これは補助を使われた方でございますので、各個人でされた方または建替えをされた方、こちらの方はこの数に入っておりませんので、数字としては、今現在私どもの方でわかっている数字はその数字ということになっております。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

次の質問で聞こうかなと思っていたことが回答で出ましたので、ちょっと順番が狂ったかなと思いますけども、耐震化工事やっておりますけども、やはり56年5月以前の建物がどれだけ長与町に存在するのか、耐震化工事をされてないやつが、なんらか調査をされて手を打つべきだというふうに私は思います。長崎県の耐震改修促進計画、平成27年度で終わる今年の3月終わる計画で、耐震率、長崎県推定ですけども90%にしようというような計画になっておりますけども、まだ出てないようですけども、その中で言われているのが、島原の東部と西部が連動した場合の被害死傷者数がはっきり出てますよね、耐震工事をしなかった場合が1,689名、耐震工事をやった場合は757名に、半分以下になりましたというような推測もされておりますので、しっかり調べていただいて、耐震化やってない所はこういった補助金制度もありますんで、そういったものも周知していただければなと思いますので、そこら辺は強力に町長、展開していただければというふうに思います。

次の質問に行きます。次ですけれども、鉄筋コンクリートづくりの建物について、公共施設関係ですけれども、全国的に見ると耐震の地域計数というのはご存じだと思います。九州は特に低いと言われております。関東、太平洋岸あるいは東北地方などが1.0に対して、熊本市や大部分が損壊した益城町、大分市、宮崎県全域で0.9の計数であります。私たちの長崎県、福岡県、佐賀県全域が0.8、そして一部市役所が崩壊した熊本県の宇土市も0.8というような地域計数になっております。今回のこの震度を受けて長与町として、さっきも言われましたけれども、この計数をどのようにとらえようとしているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

地震計数につきましては手元の方に資料を持ちあわせておりませんので、ここで即答はちょっと難しいという形でお答えさせていただきます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

すいません、先に少しでも連絡していればというふうに思いましたけれども。地震計数じゃなくて地震の建物に対する地域の計数ですね、間違えないようにしていただければと思います。それから、この計数は1980年以来1度も改められておりません。同じマンションを作るときに、関東地区と九州地区をつくる場合明らかに鉄筋の数が違うとこれ一般的に言われております。そういった中で、この計数1.0で九州地区で設計する設計士もいないということと言われておりますけれども、今回、国交省が計数だけじゃないよと言う話で、地盤やその他の理由もありえますよと言いながらでも、それを踏まえて地域計数の見直しが必要か検討するというふうに言われてますので、今後ですね、長与町も公共施設等の耐震化及び長寿命化にかかっていくというふうに思いますが、今回この計数と耐震化をどのように結びつけていくのか、あるいは反映していくつもりなのか、そこら辺考えがあればお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。地域計数につきましては、長崎県長与町に関しましては0.8ということでございます。1.0のところ東京等々の1.0を超えるところもございまして、これについては建築基準法等々の案件もございまして。この要件等も加味しながら、今後検討をということでさせていただければと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

ぜひそういった意味では、耐震という意味ではご検討いただければというふうに思いますし、宇土市の建築年数、市役所分らないですけども、同じ計数の0.8になって一部損壊したとなれば重要なことかなというふうに私思っていますので、そこらへんも踏まえてお願いしときたいというふうに思います。この題の最後の質問になりますけども、多くの住宅が壊滅的な打撃を受けた中で、住民にとっては公的支援と義援金になりますけども、また個人的な私的な保険の充実も必要になってくるのかなと思います。長崎県においては地震保険加入率が全国的にも大きく下回っている状況であります。自治体として税金がある以上、こういった保険の周知も必要になってくるのかなと私的に思います。今年度の自主防災総会資料に載っておりましたが、紹介程度じゃなかったかなと思います。保険の重要性を町民皆さんに伝えるべきじゃないかと思いますが、そういったところはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

先ほどご指摘いただきましたように地域防災計画の中には災害復旧計画という計画欄がございます、そこに基きますとそういう事業に対して支援をしたりとか、資金の貸与とかそういうようなことがございます。こういうのをより広く、地域防災組織等を通して、また、広報等を通して住民の皆さんに広報したいと思っております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

保険の関係、色々ありますね、長与町でも年に数回火災も起きております。そういった中で噂で入ってくるのは、火災起きた所が火災保険に入らなかったとか、すぐ取り壊せないでそのまま残っていると、というような話もお伺いします。ただ噂かもしれませんが、そういった中でやはり保険というのは、起きた後に大事なのかなと思います。そういった意味で長崎県では保険の加入率、地震保険ですけども13.8%、世帯の加入率となっております。全国平均で約30%ぐらいになっていますので、特に長崎県は低いというふうなことをご理解いただいて、やはり被災された方の当面の生活の支援になる一部の支援金だ、そして再建に向けた一歩目を踏み出せる保険だと私は認識しておりますので、そこらへんも踏まえて周知方をお願いしときたいと思います。

3点目の町長の思うまちづくりについてですけども、先ほど回答いただきましたが、私なりに町長にお伺いしたいというふうに思います。今回の被災状況を見たときに、重要な文化施設をはじめとする多くの既存施設が崩壊している状況であります。町長もこれは理解してるとは思いますけども、町長としてまちづくりに向けて今やらなければいけないこと、あるいは1番目にやらなければいけないということを思ったというふうに思

います。そういった施策があればお伺いしたいというふうに思いますけども。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

やっぱり、日頃の連携というのが大事だと思うんですね。そういった意味で言ったら防災会議というのを開いておりますけれども、そういった会議の中での連携というのを、周知徹底していくということだと思うんですよ。災害が起こったときは、自らの命は自らで守っていくというのが基本でありますけれども、しかしやはり連携をとってやらなくちゃいけないだろうと思っております。そして今回4月14日に起こりまして15日にもう長与町役場ですぐ義援金の受付とそれから支援物資をいたしました。そうしたところ、義援金もずいぶん多くの方々から預らせていただきました。そしてまた、支援物資も370箱というような形のものすごい数のご支援があったわけでありまして。そういう意味でいったら、ずいぶん町民の皆さん方も自分のこととして身近に感じていただいているのだなあということで、大変私自身も勇気づけられた部分もあります。そういった意味で、日頃からのそういった徹底した連絡といいましょうか、そういったものはしなくちゃいけないだろうと思いますし、それから先ほど申し上げました地震保険と普通の災害保険の中でも、火事とかなんかにつきましては大体皆さん方入ってる方多いんですけども、地震となるとなかなか、熊本の場合もずいぶん車あたりやられましたけども、車なんかも地震保険にはかかってないということもありましたものですから、ずいぶん車の損傷を受けた方が多かっただろうと思います。そういった意味では、日頃の啓発活動というのが大事なのかなということとは思いました。そして、私自身もこの前の町民一斉清掃がありましたけれども、あの時、池原地区では、その後、防災ということと訓練をいたしました。私も地震体験車に乗らせていただきまして経験をしましたけども、そういったことの一つ一つがいざとなったときには、役に立つものだろうと思いますので、町がやっておりますそういった防災訓練等々におきましても、できるだけ多くの方々に参加していただくよう我々も努力していく必要があるんじゃないかとそんなことを考えております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

そういった形で活動の方をよろしくお伺いしたいと思いますし、そういった中でも長与町の数少ない文化施設といえば、何になるんですか、皿山窯跡ですかね。ああいったところもしっかり保存していただければと思いますんで、文化施設関連も含めて対応の方もお願いしときたいというふうに思います。

次にですね、まちづくりにおいて、今回ヴェューテラス北陽台団地内に公益用地購入とありましたが、長与町の新図書館基本構想を見たときに災害避難場所としての設備

として、過去の長崎大水害あるいは東日本大震災を踏まえた循環型社会の構築の観点から太陽光、雨水の活用を考え、災害避難場所としての機能を持つ施設ということになっております。そういった意味では、今回の地震災害の状況を見たときにテント村もあるし、車で避難されたところもありますし、そういった状況を見たときにはやはり早期な建設に向けての対応が必要と思います。昨日の一般質問の中で同僚議員も言うておりましたけども、一定の目処という範囲になっておりますけども、これは早期に建設に向けてやるべきじゃないか再度思いますので、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

もちろん、そういった意味で災害にも十分対応できるようにそういった施設というふうに考えております。今の件につきましては、昨日お話ししたとおりでございますけれども、図書館と限らず今の公共施設をいざ災害になった時には十分対応できるような内容、そういったものも検討する必要があると思いますし、昨日こういった形で検討してるかということも、例えば、毛布とか飲料水とか等々お話ししましたけども、そういったものの充実というのは今後とも図って行きたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

基本構想の中に書かれてることも重々、町長も知ってるかと思っておりますけども、太陽光で発電して蓄電池で停電のない施設になると。そして雨水を利用して水洗トイレも災害時は使えると。そして、予定では隣接の商業地域との災害協定で飲料水や食料を確保できると。そして4つ目が医療施設も隣接するから多くのメリットはあるんだというようなことで書かれております。そういった中で、ちょっと議長にお願いしますが、この新図書館基本構想の中で書かれてるものが一部ありますので、通告外になるかならないか知りませんが、私は図書館の中身ではなくて、その避難所の中身についての質問で、あわせて言わせていただきますので、もし通告外であればそこで止めていただければと思います。この基本構想の中で1ページ目に書かれてます構想の期間、平成27年度から31年までの5年間というようなことが書かれております。昨日言われた一定の目処、高田南、平成32年、これもう終わっちゃいますよね。早い話。答申されて、ただそれで終わるような基本構想はそんなものなのか。実際、この裏ページに携わった方の氏名が書かれております。何人かの方とお話しできる機会がありました。「図書館どうなってるんですか。いつ建つんですか。」この人たちも心情的にやはり負担がかかっているんじゃないかというふうな思いもあります。図書館だけじゃなくて、この避難施設、併用されてるという観点からでも早期に建設すべきだと私は思いますし、しかし、32年も多分、所管に聞いたら、ちょっとと首をかしげるところもあるんじゃない

かなというふうに思います。これは聞きませんが、そういった中で、しかし、これは5年過ぎたらただのペーパーになってしまうんです。それは違いますよねって私思うんですよ。2期目に入った町長、これですね、はっきりと高田南整理していただいて、この4年の中で。そして、図書館に対する資金の目処、補助金の目処をしっかりとて、この4年間のうちに政治判断すべきだと私は思います。じゃなかったら、これがただの燃えるごみ、燃えないごみに行くわけですから。そこの町長の見解をお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

昨日、申し上げたままとおおり、それにつきましても十分いろんな形で努力をして、今あるいろんな工事、あるいはいろんなものが進んでおりますけども、そういったものを早急に出来るように我々も努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

長与町誕生してから今まで発展してきました。やはり合併をしなかった、単独でいった町というのは、住民の理解がほぼあったからだというふうに思いますし、人と人の心が行政側と住民側と繋がっているのかな。その繋がりが絆になって、ここまで大きな町に発展してきたのかなというふうに思います。そういった中で、やはりこの住民が参画してつくったもの、それが置き去りにされる。あるいは、そういった中で前に進まないという状況になれば、こういった委員になられる方も減っていくのじゃないかなと私的には思います。しっかりこういった状況も踏まえて、町長の前に進むというような形で検討していただければというふうに思います。これ以上申しませんが、よろしくお願いとしたいと思います。

そして、今回の災害の事例に関しては、今も余震続いておりますけども、長与町でも地域防災計画の中で、支援物資、避難所、ボランティア等の課題など多くのことを今現在でも学んでいるのではないかと思います。これを生かしてこそ本当の住民の安全・安心がまた1つ担保されるんじゃないかと思っております。今後とも少ない職員でありますけども、幸福度日本一に向けて、頑張っていただければというふうに思います。

続いて、大きな2つ目の通学時の安全確保についてということで、事件・事故の状況についてということで再質問させていただきますけども、いろいろと件数、発生しています。やっぱり結構多いねというふうに思いますけども、これまで色んな角度からこのまちの安全確保について私も質問をしてきました。ですけども、突発性の病気や意識がない状態での自動車事故これは防げないと思っておりますし、登下校中の誘拐事例など、全国各地で事件事故が発生しております。こういった中で、これまで以上に新たな安全確保が必要になってくるのかなと私的には思っておりますので、町として安全確保に向けた

新たな取り組み及び強化策があればそこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

1番最近のトピックスといたしましては、長与北小学校の北部コミュニティの方が中心となって、青色点灯車両ですかね、俗に青パトと言われるのが新たに導入されまして、もう活動が始まっております。そのような形で行政の方で云々ということではなくて、地域の方が大変子供たちの見守りのために、ご尽力いただいているというところを大変強く感じているところです。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

今、言われたようにコミュニティの方々一生懸命活動されてますんで、そういった意味では、もっともっと強力で推進していただければと思います。そういった中でやはり目線を変えれば色々な危険箇所というところも見えてくるのかなと思います。特に自動車関係の今言われております暴走関係に関しては、本当に必要な所にガードレールやガードパイプがついているのか。そういった目で見れば、ついてないところもあるよねとなってくるのかなと思いますし、歩道と車道を隔てる縁石の設置されてるとことされてないところありますよね。それで、今までは出入り口で活用されておりましたけども、所有者が変わってそこが使用されないで逆側を使用したという。だったらそのまま開口部として残っておると、それが作る場合には許可をとらなくちゃいけないけど、あとはそのままになってますよね。早い話。逆にそこから車が突っ込んだとなれば、大事故につながりますね。たまたま縁石があっても乗り越えられてもスピードが落ちますということで、そういった目でぜひ一度見てみていただければ、より安全安心な通学路になってくるのかなと思いますので、そこら辺の視線を変えてお願いしておきたいというふうに思います。

大きな2つ目の児童クラブ支援員についてですけども、しっかりとご解答いただきいただいたのでそうないですけども、学校との不審者あるいは子供が持つアレルギーということの共有化という意味では、どのようにされてるのか1点だけお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

放課後児童クラブと学校との連携という点ですけれども、学校の方から例えば、学校行事の予定表をいただいたりですとか、そういう安全指導の資料をいただいたりですとか、指導員の方も学校の先生方とは連携を取りまして、子供たちの学校から学童までの

安全にスムーズに移動ができるように、例えば学校まで指導員の先生が迎えに行ったりですとかそういうところも連携を図っているところです。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

やはり子供の安全安心については、いくら環境が変わろうと取り組みは変わらないということで、今後とも継続して連携の方をお願いしておきたいと思います。

最後の3つ目に入ります。評価と今後の取り組みについてということですが、これは確か2015年3月に公表をされてると思います。ちょっと回答の中で出たかとも思いますけども、通学路の安全対策、予定箇所について整備及び改良となってる地域があるかと思います。そういったこの改善率といいますか、もう終わってるのか終わってないのかそういったことも含めてお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

平成24年度の緊急合同点検後のその後の点検箇所について対策ができてるかどうかということですが、県道長崎多良見線の改良工事、こちらの方が今現在、長与ニュータウンから洗切小学校の近くまでこちらの方の改良を現在やっております。こちらの方の改良がほとんどの改良事業でございます、今現在、平成27年度から28年度にかけて今改良を進めているところでございますので、パーセント的にはまだ出ておりませんが、ほとんどの箇所でも今現在終わっているところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

ほぼ終わっているということでもありますけども、昔の、旧の町道関係ですね、やはり狭いですから、道路環境等で改善ができない部分もあろうかなと思いますけども、結構、立哨指導・交通指導という形で載っております。やはり見守りされてる方もだんだん、だんだん高齢化になっております。という事は、その箇所をきれいにしていればその必要なくなると思いますので、今後とも継続的にそういったところはさせていただいて、子供たちの安全・安心、プラスして立哨指導されてる方の負担を減らすという意味でも改善の方をやっていただければと思います。そういった中で、今、学校はじめ警察等々の取り組み等は理解できますけども、まず保護者側あるいはPTAサイドとしての通学路の安全対策について取り組み状況が、私ちょっと資料を持たないので分からないんですけど、そういったところが分かればお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

交通事故防止のためには、毎朝、登下校時、帰るときも含めてボランティアの方が本当に暑い日も寒い日も見守ってくださって指導していただいているおかげで、先ほど申し上げたような交通事故は少ないんじゃないかなと。これはまさにボランティアの方々のおかげだと感謝しております。そういう中でPTAがなにか安全・安心でということをございますけども、今、学校警察連絡協議会の最大の課題は、スマホへどう対応しようか、スマホ利用に対してどう対応するか、これが本当に課題でございます。学校は学校でいろいろ指導してもらってます。例えば、学校にはスマホは持ってこないということの基本として指導しています。スマホを買うなど言えば営業妨害になりますからそれは言いませんけど、学校に持ってくるなど。実はこれはですね九州でも福岡県の芦屋町、ここの教育長は全国の町村教育長会の会長なんですけども、私たちとほぼ同じ時期に携帯、スマホは持たせないということで、いたるところに標語があるんですね、「携帯を持たない勇気、持たせない愛」子どもは持たせないことが勇気あるんですよ。親は持たせないことが愛情なんです。ということがいたる所に書いてある。私たちは違う言葉で「今のあなたに携帯はいらない。目を見て、顔を見て、話せばあたたかい」というキャッチフレーズをつくってやってるんです。それでも現実的には、いろんな子供たちの事件事故の発端は、もうスマホと言ってもいいすぎではないぐらいということ警察からも聞くし、現実にあってます。そこで実は今年の4月に、もう親も黙ってられないということで、町のPTA連合会がこういうチラシを配りました。緊急メッセージということで、これは長与バージョンで県下で恐らく初めてだろうと思いますけども、簡単に言いますと持たせたことによって起きた出来事は親の責任ですよとか。それから、夜9時以降は使用禁止。自分がしなくても来るわけですよ、だからそれも受け取らないというふうなことを書いてあります。それから、こんなトラブルが起きてますということで、いろんなトラブル事例がたくさん載ってます。そしてこんなに悪影響がありますということ。それから我が家のルールをつくりましょうということで、ここは空欄して家で作るということ。こんなふうにしてPTA連合会が子供たちを家庭を中心としてやっていきますよ。だから学校と家庭と地域が連携して、子供たちの安全・安心をやりましょう。そういうことを今取り組んでるということをございますので、ありがたいなと思ってます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

今後ともよろしくお願いしときたいと思います。先ほど教育長から携帯とスマートフォンと出ましたけれども、最近子供が誘拐された事例で子供が自ら通報したということで、公衆電話がクローズアップされておりますけども、私ちょっと調べたんですけども、北小校区で5カ所しかないんですよ。それで850の高さにあるんですよ、高さが。

低学年というのがかけきれないんですよね。どこどこあるかと、北小校区で総合公園の駐車場の入口、ふれあい広場の入口、そして、船津橋近くの商店、三彩地区のコンビニエンス、そして、嬉里地区のコンビニエンスに5カ所、といえば西側埋立地から斉藤・舟津地区、時津に至るまで川向こうは全然ないんですよ。よく調べていけば、電気通信事業法というのがあって街中では500メートル四方、郊外でいけば1キロ四方というふうになってますけども、直線的に考えれば近いですけども歩いて行く距離にしたら1キロを超えてるあるいは500メートルを超えてる、確かに街中はいっぱいあるんですよ。北小あるいは洗切小、郊外に行けば行くほど少なくなっている。こっち側も営利企業です、民間企業ですので、やはりそういった法の中でやっていくしかないのかなと思いますけども、空白地区については何か事あるごとに連携をとっていただいて、そういった増設も含めて検討していただけないかなというふうに思います。そうでないと携帯は電源がなくなったら終わってしまいます。スマホも一緒です。災害時には線が生きていれば公衆電話はかかります。繋がりますということで、そういったところ災害と防犯上のことを思ってですね、何かの機会でご検討いただければというふうに思います。

最後に子ども110番の家についてですけども、子どもたちの通学路に面する企業や店舗、住宅等で多くの皆さんのご理解の中、ボランティアとして登録されていますが、今後の110番の家を推進するうえで町の考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

子ども110番の家の推進の件でございますが、子ども110番の家の推進につきましては長与町青少年育成連絡協議会の方の事業計画でも載っておりますが、協議会の方で推進を進めているところでございます。各小学校区の方の青少年育成協議会の方に設置促進をお願いしているというふうな状況でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

これは第9次の総合計画の中でも、増やしていくというようなことで載っておりますけども、平成26年で367戸、平成32年で400戸、110番の車に関しては131から150と予定をされてますけども、ちょっとお願いがあるんですけども、結局増やすだけ増やして、町全体で増えればいい問題なのかということが1点あります。というのは洗切校区が28軒、北小47軒、長与小57軒、高田小66軒、南小171軒、こういったバランスになっています。人口多い少ない、住宅が密集してる密集してないの関係があるかと思えますけども、やはり安全に関してはある程度のバランスというか増やす方向に持っていかないと、少ないところは、多分少ないままと思えます。多いところは逆に膨れ上がって、全体としてはクリアできるかもしれませんけども、少ない

ところを増やすというような観点で見守りが多くなればそれぞれリスクも少なくなるし、そして安全に逃げ込めると思っていますので、そこら辺は数の問題じゃなくて、地域の問題としてとらえて目標設定をしていただいたらと思いますし、北小関係、私見てまいりました。いっぱい47軒立ってないですね。三彩団地にはなかった。シールはありました。そして、多目的に1本かかっておりました。商店、郵便局には110番の家シールが貼ってあります。それからずっと浜崎方面行きますけどもありません。まんてんに1つかかっておりました。それから先、上って下岡のバス停、ガードレールに貼ってありました。それから先行って、広くなったところの民家に、バス停のところに1軒、下って潮井崎のちょうど入口のこの垣根にばさっと刺さってました。潮井崎のバス停の石垣にぼそっとささっておりました。47軒とってちょっと違うかなと思います。登録されただけでフォローとかされてるんですかね、そこら辺ちょっとお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

子ども110番の家になっていただいた後の件でございますが、旗が破れたりとか、またシールが破れたりした場合は、生涯学習課の方に連絡をいただくようお願いをしてるところでございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

これにちゃんと載ってますね、新しい旗、シールを配布しますというふうに書いてますけども、誰も連絡してこないと思いますよ。気持ちですよね。行ってからですね、洗切小20何軒、北小に40何軒、1年に1回ずつ回って月1軒か2軒ですよ。さっき言ったとおり心の触れあい、そこが抜けてるんじゃないかと思っておりますので、ぜひそういったところも安全・安心なまちづくりに向けて、町長が率先垂範の下やっていただきたいというふうに思います。以上で質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時30分～10時45分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順7、堤理志議員の①高齢者の健康増進施策の拡充について、②平和事業について、③地域コーディネーターについての質問を、同時に許します。

13番、堤理志議員

○13番（堤理志議員）

皆さん、こんにちは。早速、一般質問をさせていただきます。

高齢者の健康増進施策の拡充についてであります。本町の高齢者を対象に入浴補助券を発行し健康増進に努めています。この制度は入浴による温浴効果、プールの利用による身体機能の保持増進に一定の効果あげているものと理解をしています。一方、バス、タクシーなど公共交通機関の利用など、入浴以外の選択肢を希望する意見、ニーズが存在します。この間、同僚議員の一般質問、委員会での同僚議員の質疑、町が公開しているまちづくり提案箱への住民からの同様な意見をいただいています。そこで質問します。

（1）入浴補助券の交付冊数、利用率の状況はどのようになっていますか。

（2）バス、これはスマートカードなんですけれども、このスマートカードについては断念したという答弁があっていますが、再検討する考えはないでしょうか。また、同僚議員に対し「研究する」と答弁をしていますタクシー補助券についての現状は、検討状況はどのようになっているのでしょうか。

（3）商工会と協力し本町で利用できる商品券を選択肢に加えてみてはどうかという住民からの提案があります。外出機会の確保による健康増進のみならず、地元商業の活性化に寄与するという新たな発想であり、研究、検討に値する提案だというふうに思いますが、町の見解をお伺いをいたします。

次に、平和事業について質問をいたします。長崎原爆の被爆地域にあたる本町は、毎年平和に関する事業を実施しています。戦後70年を過ぎ、徐々に被爆体験者や戦争体験者が少なくなっています。戦争の記憶の風化や不断の努力によって平和が維持されるという意識が希薄化しないよう努力することは、議会や行政の責務であるというふうに考えます。そこで質問をいたしますが、

（1）二期目の当選を果たした町長の平和についての基本的な認識と本町の平和事業についての考え方、28年度の平和事業の内容をお伺いをいたします。

（2）本町の平和団体、長与町「平和で安全な町宣言」を生かし憲法9条を守る会の代表から平和事業の提案がなされているようではありますが、それへの対応をお伺いをいたします。

次に、地域コーディネーターについて質問をいたします。28年度、洗切小学校校区をモデル事業として、地域コーディネーターに係る事業を実施するようであります。名称から察すると地域が関わることであり、教育委員会からの説明を求めたいというふうに思います。この事業について、その内容や手法、目的がどのようなものかをお伺い

をしたいと思います。以上、よろしく願いをいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、堤理志議員のご質問にお答えをいたします。3番目のご質問にいたしましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは、1番と2番のご質問についてお答えをします。まず、1番目1点目の入浴補助券の交付冊数、利用率の状況等々についてのご質問でございます。この入浴補助券の交付対象者は、年度内に65歳以上になられる方で、平成27年度の対象者は10,131人で行いました。そのうち、交付をいたしました冊数は、7,620冊で交付率は75.2%となっております。1冊につき1,800円分の補助となっておりますので、全てを利用された場合は1,371万6,000円となりますが、実績額は681万600円でありましたため、利用率は49.7%で行いました。次に2点目のバスまたはタクシー補助についてでございます。この入浴補助事業の趣旨ですけれども、この趣旨といたしましては、高齢者の外出の機会の確保、そして入浴の温浴効果による健康の保持増進のみならず、その施設に来られた方々同士の交流を広げていただくと、こういったことが大きな目的の一つとなっております。したがって、公共交通機関の利用補助の実施とは若干趣旨が異なるのではないかと考えております。確かに、入浴補助券は使わないから、その代わりにバス券やタクシー券を出してほしいという要望は伺っておりますので、高齢者支援の事業として取り組めないか検討を行いました。しかしながら、バス券につきましては、回数券が廃止され、スマートカード方式となりまして、その最低額は3,000円であるため財政的に難しいと、厳しいかなと、そういった意味で断念をいたしております。またタクシー券につきましては、現在、障害者へのサービスといたしまして、1枚500円の福祉タクシーの助成事業は行っております。確かに高齢者の外出の機会の確保という側面から見ますと、検討すべき事項であるとは考えますけれども、対象者に限った利用の方法や他の施策との関係も含めまして、高齢者支援事業全般について検討していきたいと、そのように考えております。

3点目の商工会の商品券を選択肢に加える件につきましてのご質問でございますけれども、入浴補助券交付の趣旨につきましては、先ほども申し上げましたとおり、外出の機会や健康づくりの場の確保という健康の保持増進というふうになっております。商品券となりますと、その利用方法も多岐にわたりますので、健康増進施策として取り組むことは、ちょっと疑問が残るところでございます。今後ますます対象者は増えてまいりますので、財政的な裏打ちがなければ、継続していくことも難しくなっているわけでございます。高齢者に対する支援のあり方につきましては、今後いろんな部分で見直しも含め、引き続き研究をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に2番目1点目の平和についての基本的な認識、平和事業についての考え方、28

年度の平和事業の内容、こういった問題でございました。平和事業につきましては、被爆者の高齢化が進んでいる中、戦争への悲惨さと平和への大切さを次世代へ継承し、平和のために生かしていくこと、これはこれからも充分、大変必要であります。そして、私たちに課せられた責務とも考えております。今後とも、平和事業を継続いたしまして、学校での平和教育、平和コンサートなどを通しまして、若い世代へですね、平和の思いを伝えていく、それとともに平和のメッセージを発信していきたいと思っております。今年度につきましても、本町が平和事業として行っておりますところの平和コンサート、学校での平和教育、原爆パネル写真展、平和のつどい等々を継続して実施をしております。また、被爆遺構銘板につきましては、設置場所、記載内容等を関係部署と協議しながら、設置に向けた取り組みも再度検討してまいりたいと、そのように考えております。次に2点目の憲法9条を守る会からの平和事業への提案への対応でございます。昨年に引き続きまして、長与町平和で安全な町宣言を生かしてですね、憲法9条を守る会の皆さんから貴重な提言を頂いていたわけでございます。昨年度は被爆70周年という節目の年ということで、被爆遺構銘板の設置あるいは平和祈念式典への中学生の派遣等々、各種事業に取り組んでまいりました。1点目で今年度の事業に触れておりますけれども、継続して事業を実施することが大切であり、戦争の悲惨さと平和の大切さを次世代へ継承していくことが、私達に課せられた責務と考えております。今後とも、関係部署とも協議をしながら、平和事業に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

3点目の地域コーディネーターについて回答いたします。長崎県は、将来を担う人材育成を目指し、『長崎っ子の「夢・憧れ・志」育成プロジェクト』を立ち上げ、取り組んでおります。このプロジェクトは「夢・憧れ・志を育むための環境整備事業」と「長崎っ子を育む地域教育力・家庭教育力向上推進事業」の2つの柱から成り立っているものです。本年度、洗切小校区が県教委から委託を受けたのは、後者に当たる地域教育力・家庭教育力向上推進事業であり、県下で6つの市町が指定されております。今後、県の方では6つの指定校での研究成果を県内に広く広めて、浸透を図っていく計画のようでございます。この事業の活動方針は、現在あります学校支援会議の活性化による学校・家庭・地域の連携協働の充実を目指すものであり、具体的な活動は子どもの育ちと学校教育活動への支援の充実のための効果的な組織の構築、地域コーディネーターと学校コーディネーターの配置、子どもへのメッセージを策定し、学校・家庭・地域が連携協働して行う活動へとつなげることなどでございます。これを受けまして、洗切小では地域住民等の参画による学校支援や地域の実情に応じた総合的な放課後対策支援として、放課後、洗切ふれあい塾を開設することとして、5月末に案内状を配布し、希望者を募

ったところでございます。洗切ふれあい塾は4年から6年生の希望者に対し、毎週水曜日の放課後約50分程度、子ども一人一人に応じた学習支援を行い、達成感や満足感を味わわせるとともに、確かな学力の定着を図るものでございます。その指導者は学校コーディネーターや地域コーディネーターが呼びかけて、現在、退職校長会など地域の方々にお願いをしているところでございます。現在、国の方では学校・家庭・地域が連携協働することにより、社会全体の教育力向上を図る仕組みづくりとしまして、コミュニティ・スクールを盛んに推奨しておりますが、私どもは、現在各学校で進めておりますこの学校支援会議をより充実させて、学校・家庭・地域の連携協働を推進してまいろうと考えております。今回の洗切小校区の研究指定は、これからの厳しい時代を生き抜く子供たちに求められる「生きる力」を育てようとするものでございます。子供たちの「生きる力」は、多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、学校教育のみで育まれるものではございません。地域社会のつながりの中で、子供たちは豊かでたくましく成長してまいります。町内どこの学校でもそのような思いで、今、学校支援会議を立ち上げて子供たちと関わってもらっていますが、洗切小校区では、今回県の指導を受けながら学校支援会議の、何といたしましょうか、バージョンアップ版とでも言いたいでしょうか。そういうところに取り組もうとしてるところでございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そしたら、まず最初の質問の部分から再度、再質問をさせていただきますが、この入浴補助券の問題で、入浴補助券以外の選択肢を希望されるというご意見は冒頭の一般質問の壇上でも申しましたとおり、同僚議員からも質問が出されますし、また、町の提案箱の中にもね、あるということで、私の方にも入ってくるという状況の中で、私がかんてる以上に町の方には同じような要望が来てるんじゃないかと思うんですけども、今現状、町に対してどの程度のそういう住民の方からそういった要望があっているのかっていうのをまず1点お伺いしたいのと。それから、現在の入浴補助制度について町としてどのように、このPDCAっていいですかね、検討し、検証し、評価をしているのか、この2点についてまずお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

入浴補助券のバス券とかタクシー券に変えてくれとかいうお話につきましては、件数とかはちょっと集計はしてないんですけども、直接、はがき等、必要ありませんかっていうことで対象者の方におはがきとかお送りした時に、お電話なりそれから窓口の方に来られて、これじゃなくてタクシー券にしてとかいうことでのご要望は多々承っております。それから、入浴補助券の効果という形につきましては、やはり、これを楽しみ

にしてらっしゃる方、たくさんいらっしゃいます。早く欲しいということで、4月1日になる前にお手元に届くような形でお送りはしております。ただ、どうしても、入浴の、外出の機会っていう形になりますと、何度も行っていただくような形がいいんですけども、今の利用の方法っていうのが、その枚数制限というのをしていないこともありまして、1回もしくは2回で、1回はないんですけども、2回で使ってしまうとかいうような入浴施設もありますので、それだと外出の機会とかふれあいの場の提供っていうことについて、どうなのかなっていうのは、担当とも話をしておりますので、そのあたりの精査は今後ちょっとしていかなければいけないのかなと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

町の方にも同様な要望というのは多々あるというのが1点と、現在の入浴補助の入浴を、この補助券というのは非常に有効にね、ありがたいというふうに考えてらっしゃる方々もいらっしゃるし、また例えば、もう少し金額が高い入浴施設になりますと、かなりどんと使ってしまう、もう1回2回で使い切ってしまうという実態もあるっていう、そういったご答弁だったというふうに思います。それから、交付冊数それから利用率についてお伺いをしましたけれども、先ほどのご回答ざっくり言いますと、対象者は、約、ざっくりですね、約1万人、それから交付率が75.2%で7,600冊、利用率については50%ということで、それを考えますとですね、やはり、この入浴補助の制度を有意義に使ってらっしゃるという方々もいらっしゃるし、また、その利用率の点でいえば使わない方もいらっしゃるということで、まさにおっしゃったとおり、やはり二極化してる状況があるんじゃないかというふうに感じます。そこでですね、現在利用されている方々のもちろん65歳以上の方になると思うんですけども、昨日若干お聞きしたら、年齢階層別な集計はされてないということだったと思うんですけども、大まかに概算、大体どのくらいのその高齢者の中でも、方々が主にこの入浴を入れてらっしゃるのか、傾向が分かればですね、お答えいただければと思います。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

申し訳ありません。あの実際にどういう年齢の方が使われたかっていうのについては、どうしても、あの補助券自体が1枚50円でありますので、700万近くの支出になりますので、かなりの枚数になります。ですから、こちらは交付した方っていうのはわかっておりますので、その割合っていうことでしたら、回答ができるかと思えます。7,620というですね、それにつきましてはほしい65歳から69歳までが23.4%、それから70歳から74歳が25.5%、75歳から79歳が21.2%、それから80歳から84歳が14.9%、85歳から89歳が9.5%、90歳以上が5.5%という

ような割合になっております。やはり、町の年齢構成から考えますと、70歳から74歳というところが1番多いのかなと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

昨日の同僚議員の質問の中でですね、同僚議員がおっしゃってたのが、私も非常に頭に残ってるんですが、男性の定年退職したサラリーマン世帯の方々はなかなかその近所づき合いはあんまりされないということで、そうだろうなと思うんですよね。比較的、農業でされてる方々というのはお互い助け合うというのは、もう地域で一定そういう習慣ができてますので、分かりやすく言えば裸のつき合いも結構やるんだけど、団地に住んで、それぞれが個別にベッドタウン的な形で、サラリーマンが寝に帰って、定年退職した人たちがお互いに風呂入り行こうで、というような形にはなかなかありませんもんですから、そういった点では、この制度が始まった当時としてはみんな喜んでね、入っていたかもしれませんが、団塊の世代の方々が退職されて、そういった方々については若干私は利用度が低くなる傾向があるんじゃないかなと。これはもう全くの推測でしかありませんけれども、そういう気がしております。そういう点でもね、そういった方々にとっては、もっと他の使い道はないのかなと感じるのは当然のことではないかというふうに思います。それからもう1つはやはり、入浴施設なりのご近所の方々はいいけれども、そこから遠く離れた方々は、なかなか利用はしたくてもできないという実態もある。そこもやはり課題じゃないかというふうに思います。それから、バスのスマートカードの件なんですけれども、これは以前も、話が出ておりましたけれども、スマートカードが3,000円からということになりまして、長与町が1,800円が入浴補助の予算でありますから、これからかなり倍近くオーバーしてしまうということで、財政的な面から厳しいというご判断をされたのかなというふうに思うんですが、そこでですね、例えばですね、何か方法がないかなというふうに思うんですが、このバスのスマートカード自体は額面3,000円であってもですよ、恐らくバス事業者の方で、電磁的な、コンピュータ的な処理をして、例えば1,800円なり1,500円なりというような形の、実際の内容はですね、そういうものに持たせるということが、原理的には可能だと思うんですよね、お金じゃないもんで。ただ額面は3,000円なってるもんですからきちっとそこはもしするとしたら、こうこうこういう理由で、額面は3,000円ですが、実際は1,000いくらですよ。それでもいいですねっていうようなことで承認の印鑑をもらって、発行するというような方法も考えられないことはないんじゃないかという気がするんですが。そのあたりが検討できないものかですね、このあたりいかがでしょう。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

スマートカードの金額を変えていただけないかっていう協議につきましては、バス会社さんともお話をさせていただいてます。それでも、やはり無理だというご回答頂いたので、今回断念したっていう経緯がございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

バス会社の方からちょっとこれは厳しいということであればですね、なかなか、厳しいんでしょうかね。私が先ほど提案したような内容な話もされたのかどうか、ちょっとそこ確認をしていただけますか。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

すいません、実際に協議に行っていないので、何とも言えないんですけれども、そういう経緯での引き継ぎを受けております。バス会社の方に金額を変えていただけないかっていうことでの協議をしたという話を伺っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

私が言ったやり方は、若干額面と内容が違うという点で、いろいろ問題は問題としてあろうかもしれないんですけれども、バス会社の立場から見てもですね、決して損害をこうむるわけじゃなくて、逆に、利用促進する形に繋がりますから、もしかしたら可能性はあるんじゃないかと思しますので、是非、そのあたりも問い合わせを検討できないかどうか、もう一度答弁をいただけないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

まずですね、バス券とかタクシー券もそうなんですけれども、やはり、どうしてもその方本人が使ってるかどうかっていうことがなかなか難しくなるんじゃないかと、利用者の限定の方法っていうのが、どうなのかなと。今、障害者の方でタクシー券をお出ししてるっていう、町長の方から答弁させていただいたんですけれども、それにつきましてはタクシー券は必ず障害者手帳と一緒に出示していただくことになっておりますので、その点でその方限定しか使えないっていうことになるんですが、どうしてもバス券になりますと、例えば長与町の高齢者版っていうことで、きちんとした印刷物とかになってれば、また、やり方は違うんですけれども、皆さんが、普通に使っているバス券とかと同じものになりますと、高齢者の外出というだけに限定されるのかどうかとい

うそういう問題についても、苦慮しているところではございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

もう1つは、タクシーの問題もありましたけれども、ちょっとタクシーの件は後回しにいたしまして、商品券の件ですね、商品券としての選択肢ができないのかという件でありますけれども、予想してた答弁でですね、外出の機会、健康保持という点からいけば商品券というのはいかななものかということだったと、そういう認識だというふうに思うんですけども、少し見方を変えれば、地元で使える商品券を選択肢に加えるということは、もちろん、物を買うために出歩くという点からいけば、外出の機会をつくることにもなりますし、健康増進の1つにもなるんじゃないかというふうに思いますし、また、特に高齢者ということで年金生活者の買い物支援、それから、そういう点では、地元商工の振興にもつながるといふような捉え方をですね、その健康増進に限定しないで考えれば、もっと広い面で考えればそういうふうな見方もできるというふうに思っています、住民の方から提案を受けた時ですね、そういう少し枠を広げればそういう発想もいいんじゃないかなと私は思ったんですよ。1つは入浴でしょ。それからもう1つがバス、タクシーでの移動、それから買い物、この3つの選択肢広げるといふことを考えた時に、いずれも閉じこもり防止につながりますし、また交流機会を提供することにもつながりますし、またもう一つは新たに地元経済の振興という点でも、新たにですね、そういうことも言えれば、それぞれ3つが有機的に機能し合うんじゃないかというふうな感じを思っております。それで、1つやはり町として今考えられてるのは、率直に言って、恐らく今から高齢者がどんどん増えていきますよ。もうこれをやりだすと、財政的にちょっと厳しいんじゃないか、もたないんじゃないかというふうな、いってみれば、福祉課所管といいますかね、福祉の方での持ち分だけでは、非常に対応が今後、心配だというのが本音なのかなというふうに思います。そこでですね、担当所管だけで財源を賄うというのは私も、現実的に、これを言ったら、ちょっと無理が来るのかなというふうに考えます。で、言いますように、団塊の世代の方々が大量退職されているという、その量の変化が1つある。それから、冒頭申しました、ニーズの変化があるということ。ですから、こういったことを踏まえて、町としてですよ、町として、そういう住民のニーズがあるわけですから、この住民のニーズ、それから財政の問題など含めると、私はその担当所管だけで何とかしろと言っても無理が来るということで、少し町として、この制度、その選択肢を広げるといふことでの制度の再構築ができないかどうかということ、検討することはできないものなのかというのを、これはもう町長判断になろうかと思うんですが、この点、もう少しこう広く捉えてですね、一担当課だけで何とかしろじゃなくてちょっと全庁的な形で、高齢者対策、健康対策、先に言いました量的な変化、ニーズの変化、こういったもの踏まえて、再構築を検討できないものか、これを

町長の方の政治判断といいますか、検討できないものかお伺いしたい。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

ご高齢者に対するいろんな形でのですね、対応ということで、町としても、いろんな形でやはりやっていかなくちやいけないというのがあります。その中で今議員がおっしゃったように、ニーズの変化、それから量的な変化、それからまたご高齢化というような形でのですね、80年前、昭和初期は大体50年って言われてたんですね。今、80年経って83歳、女性が86、男性80、83歳ぐらいということでまだ延びてまいります。しかも元気で高齢になっておられるということです。そういった意味で、町が今やっておりますことは確かにあってるのかどうかというのは、議員がおっしゃるように、今検討すべき時にきてると思うんですね。入浴券が最初に出た頃は、これはまた違った意味合いでだと思っんですよ。今、大体半分ぐらいの方が使っていただいておりますけども、この入浴券と今おっしゃられてることとまた別の次元の問題だと考えております。だから今、議員がおっしゃってるのは、確かにご高齢者対応をどうしていくかと、新たな問題じゃないないかなって言うふうに思っております。その中で、今おっしゃるようにならば、サロン等々ありますけども、今サロンが少しずつ増えております。その中で、出てきませんかって昼頃電話かけたら、必ず出てくるのはご主人といいますね、奥さん達はもう出てると。大体家に居るのは、だから、旦那さんが家にいると。だから、電話を受けるのは旦那さんだと、というようなことなんですね、今、状況としましては。それで、社会福祉協議会の方でも喫茶コーナー作りました。1階として、2階にも作りました。こういったものは、やはり皆さんが出てきていただきたいというのがございます。そしてさらにもう、今少し少し増えていってるのは、そういった中で今遠くの親戚よりも近くの知り合いというような形でのコミュニティを広げていこうじゃないかというようなこととございます。その中で町といたしましても、そういったサロンとか、あるいはいろんなご高齢者のスポーツ等々に対してですね、促進していこうということで、毛屋白津のところの、あぁいった芝生広場つくったりとか、あるいはシーサイドパークを一大スポーツ拠点として整備したりというのがやはり、そういった健康増進のために、そういったためにお金を使っていこうじゃないかと、というようなこと、お金を掛けるわけでございます。だから、今から先は、こういった時代ですので、私も今、所管の方にも話をしまして、1回見直そうじゃないかというふうな形でのですね、今取り組みをしておるところでございます。以上であります。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

冒頭の方でもですね、最初の答弁でも全般的に検討していくということをおっしゃり

ましたし、また、今の答弁でも、町長からも検討すべき時期に来ているということで、見直しをやっぱりやっていかないといけないということでありました。1回作った制度というのはやっぱり時代に応じてですね、変えていっていいんじゃないかと思うんですよ。例えば、住宅リフォーム助成制度もやりましたけれども、今それが店舗も加わって、今度は店舗でやっていくというふうに、その時その時の状況で変わっていつてますので、要するに、そういう高齢者の対応という、対策というのも入浴補助だけだったものを、もう少しこの福祉課だけじゃなくていろんなところも含めた、社協とかもですね、含めたところで、いろんな選択肢を増やして、使い勝手がいい高齢者のそういうニーズに応えるようなものにしていく必要があると思います。検討する、見直しを考えていきたいということですので、是非そういった方向で考えていただきたいというふうに思います。それから、続きまして、平和事業についてでありますけれども、このいわゆる、長与9条の会の団体の方から出されました要望書を私も頂きました。この内容については、私は全くこれ作る段階ではタッチしておりません。それで、見させてもらってですね、これに沿って、ちょっと何点かお伺いしたいなというところを聞きたいというふうに思います。また、後日同僚議員からも同様な質問がありますので、ちょっとその部分と重複を避けた形で、質問をさせていただきたいと思うんですが、今、手元にあるかと思いますが、平和事業の案という中に、4番目のところで、ピースウィークを設定してはどうかという提案がありました。10月の24日から30日が国連軍縮週間ということで、この期間に長与町として平和に関するいろんなイベント等々をやってみてはどうかという提案が出されてますが、この点について、町として何か考えがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

ピースウィークですね、10月24日から30日までが国連軍縮週間ということで、出されております。この週間を長与町のピースウィークと位置づけて、各種事業を実施することってということで9条の会に提案を頂いておりますけども、こちら、いくつかピースウィークの時に実施する行事等を書いていただいております。こちら、この中に町として取り組める可能性があるもの、例えば被爆・平和写真展の開催、こちらの方は、長与町役場の1階の町民ホールの方で開催しようかと検討しております。また、平和に関するポスターの標語の募集ということで、こちらの方はですね、人権作文とか、標語の取り組みを小中学校の方でさせていただいておりますので、こちらで、人権平和についてポスターとか出てくれば、こちらの方もあわせてですね、写真展の方と一緒に掲載をしてもよいのかなと考えております。できるものはですね、うちの方も長与町としても、この平和事業、大切と思っておりますので、取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

先ほどの入浴補助券の問題で、ちょっと1つ聞き忘れておりました、大変恐縮なんです。1点だけ戻ってですね、お伺いしたいと思います。この入浴補助制度の見直しの件なんですけれども、この間、いろんな同僚議員、あるいは住民の方から出た中で、やはり答弁書なんかを見ますと、検討するということで終わってしまっているの、1つ期限を切ってですね、やはりこの期間までに何人かの検討委員会を庁舎内で立ち上げて検討するということをやはりやらないと、またただらだらなってしまうと、またどうなるのかというような質問が必要になってまいりますので、例えば、来年度予算、来年度の施策の段階には一定の方向性を示せるような、期限を切って、内部で検討委員会をつくとか、そういったことはやってはいかがかと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、いろんな問題を出し合いながらですね、内部の方でいろいろ今、考えていただけないかなということで、今、始まったところでございますのでですね、そのあたりちょっと時間をいただきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

あの、時間を頂きたいというのは、なかなか、期限を切ってやるということはできませんよね。それは可能ですよね。

○議長（内村博法議員）

久松住民福祉部長。

○住民福祉部長（久松勝君）

福祉部の方で、早速、検討をしておりますが、議員おっしゃってるとおりですね、なるべく、期限を決めて取り組みたいというふうに思っております。しかしながら、本日、ここで、いつまでというご回答はできませんけれども、早速取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

申し訳ありません。また元に戻って平和事業の問題ですけれども、先ほどのご回答ですと、このピースウィークそのものについてはなかなかそうならないかもしれないけれども、内容については、可能なものについては取り組んでいきたいという考えなのか、

ちょっとそこを確認させていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

はい、そのとおりでございます。長与町ピースウィークと位置づけて、してもいいかとは思いますが、国連軍縮週間ということがこの週間決まっておりますので、その期間中にこういう催し等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

国連軍縮週間に合わせて可能なものはやっていくということですね。はい、分かりました。それから、先ほどの答弁の中で、写真展示については以前は駅のコミュニティホールで実施をしていましたが、今回、この団体の方から庁舎の中でやったらどうかという点で。これ、実は、以前も役場の庁舎のロビーでやったことがあるんです。ですからこれは、やるということで実施可能だと思います。それからポスター標語についても今、学校の方で人権標語とかをやっていますが、それに人権平和ということでやれば、可能ではないかという、できないこともないよというご答弁でありました。あと2つですね、その中で、親子で鑑賞ができる映画の上映についてできないかというものと、それから、コミュニティ組織が、行政とコミュニティが平和についてテーマを設けて、何らかの事業ができないかという提案もなされておりますけれども、以前、映画で言えばアンジェラスの鐘なんかは、時々学校の方で鑑賞したりとかされてたと思うんですけれども、この映画、それからコミュニティの関係はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

平和への取り組みについてはですね、基本的には、その人たちがどういった形で平和について考えるかというようなことだろうと思います。長与町は今までずっと平和コンサートとか学校での平和教育とか、いろいろなことをやっております。町としては全般的な形での平和の取り組みについてはですね、町としてのスタンスでやっていきたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

それから、次にですね、教育委員会の方に質問をしておりました地域コーディネーターの問題についてですね、質問したいと思うんですけれども。洗切のPTAの総会がありました時に、若干、地域コーディネーターの方からですね、話が、若干の説明があり

ました。その時に、私も走り書きですね、どういったことなのかということを書いたわけなんですけれども。1つは、学社融合の取り組みだということで、学校と地域との連携をやっていきたいということが1つと、それから過去に振り返っての経緯が若干説明がありまして、その中で、多分今から10年ぐらい前の市町村合併のころにですね、長与町が単独を選択したその時代に、長与町として教育方針はどうしようかという話し合いを進められたというような話があって、その中で家庭教育の10か条、家庭教育でしたよね、そういう10か条を作ったという話がありました。ただ、これは全戸に配布をしたものの、なかなか周知がうまくいってないという状況がありますという説明がありまして、そういった中で、県のこども未来課の方から、その学社融合についてのモデル事業ですね、提案があります。その中で、県からはそういう要望があったけど、町は町として、町が作った10か条があるので、長与町はこれに基づいてやりたいんだというような説明があったと、これは私の走り書きですね、きちっとした、録音じゃないので、そういうふうには私は理解したんですが、そういう中で、県がやろうとしていることと町がやろうとしていること、大きな意味では同じかもしれないけれども、町は町の、さっきの話じゃないけれども、独自性をもってやりたいということでやってるのか、そのあたりのもし違いとかですね、考え方があれば、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

今のお話はですね、少し私たちも、何年か前にさかのぼりますとね、やっぱり学校は地域とともに歩むんだ、地域の力を借りて学校を充実させていくんだという流れの中で、学校支援会議とですね、コミュニティ・スクールという2つの考え方があったんですよ、国の。これはですね、1つは学校支援会議というのはまさに今、本町が取り組んでるようなスタイル、あくまで学校を支援するんですよという立場。コミュニティ・スクールというのはですね、もう一歩進んで入り込んで、学校の中に参画するという考え方、つまり、校長の学校運営方針を承認したり、それから、教職員の人事案に対しても意見を言ったりという、そういうことができるような、そういうコミュニティ・スクールというのがあったんですね。そうしますと、これはあくまで学校を運営していくためのツールなんです。この2つのツールだから、どちらでも良いですよ、その実情に応じた方法で良いんですよっていう方針で県はですね、数年前までは取り組んでいたんですね。ところが、中教審の答申が出て、今学習指導要領が大きく変わろうとしていく中で、国がですね、コミュニティ・スクールの方に舵を切りかけたんですよ。と同時に、県もですね、そっちをやりましょうというふうに来たもんだから、私たちは、ちょっと待って、ちゃんと本町にはこういう学校支援会議というのはあるんだから、これを充実させる方法ではダメなんですかという、そういうやりとりがあった。それが1つは、県の生涯学

習課と学校教育課との県同士のそのテリトリーの考え方の違いがあったと、そういう流れが来てですね、いるわけで、今、国の方も、さっき言ったようなそういう権限を持たせることには少しトーンダウンしてですね、コミュニティ・スクールはこういう形です。よって、いうことを少し和らげた形でやってきて、どちらがいいだろうというようなことで、まさにじゃあ先行的にやってもらおうということで、県下6つの地区を選んで、洗切小がその1つに入ったと。だから私たちは、今までやってきたこの学校支援会議を、充実させていきたいと思います。ただそういう中で、学校がかなり負担になってる。なんでも地域との関わりは全部教頭さんがコーディネートしてた。ここを少しスリム化しなきゃいけないんじゃないかということで、地域コーディネーターの方と学校コーディネーターの方が一緒になって取り組んでいきたいと思います。ということで、この地域コーディネーターという制度、県の方も選択肢に入れてますので、私たちもそれに取り組んできた。こういう経緯があるんですね。ですから、うちは都会のど真ん中の、地域と学校の関わりがうまくいってないところと、そういうようなところと一緒に進もう、方針でやりましょうじゃなくて、地域の実情に応じた教育やっていけばいいんじゃないかと、こういうことですね、今強く私達、私達というか長崎県はですね、うちの、長崎県バージョンでいきたいと思いますよという話をして、そういう状況の一端を多分、そこで、お話を聞かれたんだろうと思います。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

まさに今、おっしゃった点をですね、私お伺いしたかったところで、学社融合の事業ということなんですけれども、現在ですね、この地域コーディネーターが良い、悪いは全くニュートラルで、どういったものなのかなということ、詳しく今日は聞きたいというのが私の質問の趣旨で決して批判じゃないんですが、現在ですね、青少協があります。それから、PTAの方々の非常に協力的でやられておりますし、民生児童委員さんも非常に、見守り活動で頑張っている。コミュニティ組織も今ね、その中に学校も入ってますし、PTAも入っております。それから、特に洗切ではOBの方々が非常に協力的で、いろんな活動、協力されていらっしゃいますし、また、もう名前出していいと思うんですけど、のぞみの杜さん、老人福祉施設ですね、そちらの方との交流も非常に密接に子供たちと高齢者が非常に密接な交流をやっているという点でいえば、私は学校と地域の交流というのは比較的やっているし、特に、地域の教育力は高いんじゃないかなというふうに思っている中で、率直な疑問として、そういう中でなぜ洗切がモデル校になったのかなというのが1つ、伺ってみたいという点なんです、その点はいかがですか。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

まさにおっしゃるとおりですね、地域との連携はうまくいっていると思うんです、洗切だけじゃなくて他のところも、他の学校も。いろんな、もちの木の家、おやじの会って名前がいろいろありますけども、本当に協力的にやっていただいと。そういう中ですね、今ひとつ突っ込んで考えた時に、そういう方々はいろんな会がある。学校評議会、何とかの会という、いろんな会合がある。でも、その会合に出られるメンバーの方々、大体同じような方がいらっしゃる。だからいろんなこの会をね、少し整理していく必要があるんじゃないかなというふうに私は思うし、そのために学校運営協議会というのを立ち上げましょうという、これは1つの大きな全国共通な柱なんですよね。ただ、そういうのを立ち上げましょうと言ったって、そのメンバーどうするんですかって話になるわけですけども、今それがどちらかといえばボランティア的な集合体ですよ。これはやっぱり、きちんと教育委員会が任命して、委嘱して、やりましょうという、そういう地教行法の法律もそういうふうにしたわけですね。したがって、そのために少し組織作りをやっていこうと。今までやってきたこの活動をですね、いっぺんにぱっと変えることはちょっとなかなか厳しいわけですから、これをこの1年2年かけて、モデル地区としてやっていただいて、それを県下に広めていこうと。こうなると私たちも今度は忙しくなるんですよ。そのメンバーをどうして選ぶか、委嘱はどうかとかいう、いろいろ課題はあるわけですけども、まさにそれを今スタートしたばかり。だから、地域コーディネーターがバーンとあるんじゃないで、今言ったような大きい組織の中で学校と地域をつなぐ、そういうコーディネーター役がいるんですよ。じゃ、どういう方が、どういう仕事をついていうふうな、このコーディネーターの仕事も今からですね、この1年かけて研究していくと、そういう位置づけでございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今後ずっと進めていく中で、私も何となくこう、イメージがつかめていくものなのかなというふうに理解をしたいと思います。もう1点ですね、先ほどその教職員の負担の問題といいますか、多忙さの問題がありまして、私も若干そこがちょっとひっかかっておりまして、この間もですね、これ全国的にそうなんです、教職員の方々の多忙さというのが非常に課題になってますよね、どうするかというのが。今現在、県が指導してフッ化物洗口をやっている中で、それだけじゃないんですけども、フッ化物洗口その他、具体的には言いませんけども、いろいろとなかなか手が足りない、できれば保護者の方で応援してくださいというふうな状況もあるようなんですけども。ですから、今言ったようないろんな組織があるのをもう少し簡素化して、これをつくることによって、一元化までいかないかもしれませんが、あれもこれも出ないといけない状態から、機能は落とさずに効率的にできるような方向性に持っていけるものなのかな、それとも、ま

すます忙しくなるものなのか、ちょっと大変、正直もう、教頭先生、校長先生大変やろうなというのも思うんですが、その点今後どうなるのかですね。そこ若干気になるんですが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

今のお話で、今後ますます忙しくなっていくんじゃないかという、その逆の方向を目指しております。逆の方向ですね。何とかしてこの多忙感、これをできないかと。多忙感っていうのは見方を変えれば、やりがいとかに何かにつながるんですけども、そうでないような事案がですね、本来の業務、学校の指導以外の業務がたくさん舞い込んできてます。これをなんとかですね交通整理しながら、今私たちが目指してるのは、少しでもスリム化して、それを子供の指導の時間に充てると、こういうふうなねらいで進めております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

大まかに理解できましたので、以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で13時まで休憩いたします。

（休憩 11時42分～13時00分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは一般質問を行います。

通告順 8、安部都議員の①新図書館について、②ブックスタートについて、③平和事業についての質問を同時に許します。

3番、安部都議員。

○3番（安部都議員）

みなさんこんにちは。今日は、社会を明るくする運動の黄色い羽根を頂きましたので、それを着けて、法務省が主唱する犯罪や非行のない安全安心の国づくり、地域づくりの賛同の証し、象徴といたしまして、私もこれに趣旨に従い一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

①新図書館について。新図書館建設については、これまで長い時間を経てさまざまな議論がなされてきました。町民が求める図書館が1日も早く建設されることを願ってやみません。本町にとってこれからの町民が望む図書館建設について、今後の予定と考えを総合的観点から、以下の質問を行います。（1）図書館建設について今後の本町の考えをお伺いいたします。（2）図書館建設に関する国からの補助の見通しはあるのかお伺いいたします。（3）建設完成までの工程や、どれくらいの期間を見通しているのかお伺いいたします。（4）町民にこれまでの経過や今後の計画を説明する予定はないのかお伺いいたします。

②ブックスタートについて。ブックスタートが昨年開始されて9カ月が経過をいたしました。赤ちゃんの3、4カ月乳児健診時の本の読み聞かせは、赤ちゃんと保護者にとっても絆が図られ育成にも良い結果が生まれてくると期待しております。これまでの状況や経過と今後のより一層の取り組みについてお伺いいたします。（1）ブックスタート開始後の状況や経過はどうかお伺いいたします。（2）これまでの保護者の声や赤ちゃんの反応はどんな様子だったかお伺いいたします。（3）これからの新しい取組はあるのかお伺いいたします。

③平和事業について。昨年度、平和祈念70周年時に、被爆遺構後に被爆銘板設置、平和リーフレット作成、広島への町内の中学生の派遣など、さまざまな事業を実施されました。被爆地長与として、被爆者や長与9条の会の皆さまにとっても感慨深いものとなったにちがいありません。戦争のない平和なまちを子供たちに継承していくことは、私たち大人の責務であります。そこで、今年度の平和事業についてお伺いいたします。

（1）今年度の平和事業については、どのような計画、予定をしているのかお伺いいたします。（2）被爆者が年々減少していく中で、子供たちに実体験を直に聞くことの重要性があると思いますが、どのように考えるのかお伺いいたします。以上、答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、安部議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。2番目のご質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方から1番と3番のご質問についてお答えをいたします。1番目1点目から3点目でございます。図書館建設について、今後の本町の考え、国からの補助の見通し、完成までの工程や期間についてというご質問でございますけれども、関連がございますので、併せてお答えをさせていただきます。新図書館建設に関しましては、その用地を確保するために先の3月定例会におきまして、榎の鼻土地地区画整理事業敷地内の公益施設用地、おおよそ1万平方メートルの先行取得をご承認をいただきまして、実現に向けて一歩前進をしたものと考えております。しかしながら、具体的な整備事業に着手するに当たりましては、現在、事業進行中である都市計画道路西高田線整備及び役場前橋梁の架設、あるいは高田南土地地区画整理事業等々、大型の公共事業の進捗を踏まえ、さらに新図書館基本構想でも指摘されておりますけれども、有利な国庫補助の活用を絶対条件として、財政破綻を招かないよう慎重に進めていかなければならないと考えておるところであります。予算獲得に向けた国への陳情、要望活動を強化するなど、現在進行中の大型事業の早期完成に努め、一定の目途がついた時点で新図書館整備に着手をしたいと考えております。こういった事情から、本年度における工程及びスケジュール等々を現段階ではお示しすることはできませんので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

続きまして、4点目の町民へのこれまでの経過や今後の計画の説明予定についてのご質問でございます。テーマを新図書館に限定した住民説明会はこれまで開催しておりませんが、町の広報紙、ホームページ等を通じ、情報提供を行うとともに、町内で開催される各種の会合の機会を利用し、また、ほっとミーティング等において、ことあるごとに詳しく説明をして参っておるところでございます。特にほっとミーティングでは、全てのコミュニティで開催をさせていただきましたし、また本年1月には、長与町の新しい図書館を想う会の皆さまとも、膝を交えて話をさせていただいたところがございます。図書館に対する期や熱い想いを直接お聞きしておるところであります。町民の皆さま方に対しましても、これから先も、これまで同様、本町のまちづくりの課題につきまして、新図書館建設は勿論のこと、その他の重要な課題を含め、総合的、包括的に説明をしてまいりたいと考えております。

次に3番目、1点目の今年度の平和事業の計画予定についてのご質問でございます。平和事業につきましては先ほども答弁させていただきましたけれども、被爆者の高齢化が進んでおる中、戦争の悲惨さと平和の大切さを次世代へ継承し、平和のために生かしていくことが、これからも大切であり、私たちに課せられた責務と考えております。今後とも、平和事業を継続し、学校での平和教育や平和コンサートなども通じて、若い世代に平和への思いを伝えていくとともに、平和へのメッセージを発信していきたいと思

っております。そしてまた、憲法9条を守る会の皆さん方からも貴重なご意見をいただいております。今年度につきましては、平和コンサート、平和のつどい、原爆パネル写真展、学校での平和教育の平和事業を継続して実施をしていきたいというふうに思っております。また、被爆遺構銘板につきましては、設置場所、記載内容等を関係部署と協議しながら設置に向けた取り組みを検討して参りたいというふうに考えております。

次に2点目の、被爆者が年々減少していく中、子どもたちが実体験を直に聞くことの重要性ということのご質問でございます。町内の各小・中学校では、8月9日の平和学習を中心としながら、被爆体験者の講話を聞き、そこを出発点としました平和の作文発表、学級、学年の平和宣言の作成等々、多様な取組を行っているところです。また、全ての子供たちが、小学校5年生の段階で長崎市にある原爆資料館や平和遺構等を見学し、原爆の実相と平和を語り継ぐ者としての学びを重ねてきております。昨年度は校区内の被爆遺構を調査研究をいたしまして、被爆について地元から学ぶフィールドワークを実施した中学校もありました。今後も平和を語り継ぐことの大切さを意識づけ、今、私たちにできることをテーマとした平和学習を推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

②のブックスタートについてお答えします。1番目と2番目は関連がありますのでまとめてお答えします。ブックスタート事業は、3～4ヶ月児集団健診の際に、待ち時間を利用して、絵本の読み聞かせや各地のお話し会の開催情報や絵本の効用などを説明し、絵本2冊と布袋やアドバイス集やその他の資料を無料で提供するものでございます。そのスタッフは、図書館司書が1名、図書ボランティア5名が中心となり、生涯学習課の担当者も参加しております。昨年8月から始めましたが、昨年度だけで282世帯が参加されました。後日、参加者にアンケートをとりましたので、その結果をお知らせします。なお、アンケートの回収は118世帯でございました。まず「ブックスタートは知らなかった」という人が50.8%いましたが、体験してみて「とても良かった」が79.8%、「まあまあ良かった」が19.3%という結果で、予想以上の好評でございました。または「ブックスタート後、家庭で変わったことがありますか」という問いに対し、「もらった絵本に興味を持っている」が48.3%、「家にある絵本に興味を持つようになった」が24.6%、「絵本を買うようになった」が22%、「図書館に行くようになった」が19.5%、「図書館で本を借りるようになった」が16.9%、「家族も読み聞かせをするようになった」が22%などとなっております。確かに、このアンケート結果を裏づけるかのように親子連れの図書館来館者が増えております。また、昨年度の貸し出し総数は、前年度比で15%増加しており、その内訳を見ると、特に児童書が顕著で22%も増加していました。これはまさにブックスタートの効果だと思っ

ております。アンケートの自由記述の欄には、「絵本に興味を示す赤ちゃんの様子が、可愛くてたまらなかった」、「子どもの表情が豊かになった」、「わらべ歌の絵本で、読み聞かせに抵抗のあった父親もできるようになった」、「子育ての手段の一つになって良かった」などの感想がたくさん寄せられました。また、赤ちゃんの様子ですが、たまに泣く子もいましたが、絵本をじっと見たり、ページをめくるときにそれを目で追ったり、話し手の顔をまじまじと見つめていたりしている子供がたくさんおりました。

3点目の新しい取り組みでございますが、ブックスタートは、「0歳児から絵本に親しむきっかけづくり」以外にも、「親子のふれあいを深めるツールになっている」ことが体験的にわかりまして、大変喜んでいるところです。これに参加した職員は、毎回感動的に報告してくれます。高い満足度を得たこのブックスタートによって、本町の子育て家庭では、わが子への愛情を深めながら、親子の温かい優しい時間が確保されるようになり、親子の絆が深まっていくということを感じております。今後の取り組みですが、まだ事業は始まったばかりでございますので、工夫を加えながら、より一層の充実を目指し、継続して取り組んでまいろうと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは再質問に移らせていただきます。新図書館については、昨日から同僚議員が質問をしておりますけれども、町長の答弁でも現在国の補助金も目途が立たない状態ということで座礁に乗り上げた状態かなというふうに思っております。大事業が終了して、一度目途が立ってからということで、その図書館建設には着手できないという答弁だったと思いますけれども、財政が破綻しないようにというのももちろんでありますけれども、この基本構想ですよ、できておりますけれども、やはり27年から31年までの間の5年間ということで構想しておりましたけれども、だったら今、座礁に乗り上げた状態で、白紙の状態です5年間また待つということになるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今議員さんも仰ってるように、私達も早く図書館作れたらなと思ってるんですけども、どうしてもやっぱり財政上の問題があつてですね、やはり安心安全な町の財政、そして運営というのがまず前提になります。したがって、とにかくいろんな手がけております大きな工事ありますけども、そういった事業につきまして、早急に目途がつくようにですね、これから、国交省とかいろいろありますけども、そういったところの交渉につきまして、精一杯頑張つてですね、そういった分の工事が早く終わりますようにですね、頑張つてまいりたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

町長の答弁では安心安全なまちづくりももちろん大切であります。しかし、この図書館問題は、設計、これから建設、完成、オープンというところまで、また、ずっと待たないといけない、3年以上っていうところで。また、この大事業が終わってからってなると、結局はもう平成40年過ぎるんじゃないかと。その今年誕生した子供も12年以上経って大きくなって、それからっていうところになるんじゃないかなって非常に危惧するとこなんです。そしてまた、平成14年からこの検討委員会が発足いたしまして、それで、もう14年間もう今現在経ってるとこなんです。で、町民も首を長く長くして待って、そしてまた前町長が平成23年3月には、社会資本整備総合交付金として10億8,000万円の打診を行っております。平成24年3月には、図書館の建設も表明しております。そして町長が24年5月に就任されてからはですね、図書館整備計画検討委員会も設置をされて、そして26年3月には、建設場所、榎の鼻区画整理というところで表明もしておりますし、26年10月には新図書館基本構想策定委員会を設置、3月には図書館の基本構想の策定、答申を受けて、そしてまた土地購入というところですね、進んできているとは思いますが、しかし、非常に長い。本当に長い、というところで、町長就任以来ですね、これは、本当に、図書館を想う会の方たちもそうですけれども、皆さん、やっぱり図書館の建設には待ち望んでいるというところなんです。それで、この、やはり、この図書館の建設について、やはりあまり動いてなかったのかなっていうふうに、何かどうしても皆さんからも見受けられるところがあると思うんです。そこでやっぱり優先順位が後回しになったのかなと。そして、国からの国庫補助金などもですね、時期を逸失したのではないかというふうに考えるんですが、そのあたりはどのようにお考えになりますか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それほど図書館を作りたいという要望がでてから、ずっと、これだけ時間がかかってきたということなんだろうと思うんですよ。私としましても、とにかく、そういった中で、形をとにかく早く作りたいということで、それでこういった形で、議員の皆様方によって、こうして決めさせていただいたわけでありまして。それは私は非常に大きな一歩だと思ってるんですよ。ただ、ここに来ましてですね、いろんな事情等々がですね、いろんな事がわかってきた分もあるんですね。例えば、高田南あたりは、例えばその工事をする時に、今工事をしとかなないと付近に家が出来てしまっただけからはもう工事ができないということで、そういった緊急性等々もございます。そういったものを見ながら、そしてまた、30年ずっと仮設でね、住んでおられる方もいらっしゃるということでもあります。私は、町民の皆さん方が非常に図書館に対して期待を持っていただいている

ということは非常に有難いと思ってますし、私もそういった気持ちは同じでございます。したがって、先ほどもお話しした事の繰り返しになりますけれども、とにかく目途がつくようにですね、いろんところでまた、自分達も頑張ってますね、進めていきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

町長の思いは重々に分かるんですけども、しかし、なかなかスピード感がないのかなと本当に思うわけなんです。そこで、こういう今まで図書館をですね、他県の図書館を建設されたところのですね、ちょっと、いろいろ、これはもう本当に財源問題が一番ですね、中心となっておりますので、他県の様子をちょっと伺って調べたんですけども、長野県の小諸市は人口、本町とも同じなんです、国交省の補助金を利用されていますね。総工費10億以上なんです、6億8,000万というところで。これは地域都市リノベーション事業というところでしておりますけれども、市庁舎を建設する時にいっしょに併設して、そして地方都市リノベーション事業というところで、利用しております。新潟県聖籠町ですね、ここは人口少ないんですけども、11億9,400万というところで、総工費ですね、ここは社会資本交付金5,000万、現況●交付金3,000万以上ですね、それから一般財源として3億ちょっと、ここでは起債をしてるんですね。地方債の起債、これはもう7億8,000万ぐらいなんです。そしてまた富山県の砺波市、ここでは合併されてるので、合併特例債を利用しております。ここでは、合併特例債の何分の1かを利用し、そしてまた単独事業でですね、これは大きな企業がありますというところで、一般財源で用いております。それから、佐賀県の伊万里市、ここは平成7年、先ほど新潟県は26年の6月に開館してます。長野県は27年11月に開館をしております。佐賀県の伊万里市は平成7年なんです、ここも地方債16億6,000万で積立金が6億5,000万ですね。一般財源も5,000万ぐらいですね。ここでですね、後ほどまちづくり交付金を70%補てんをしております。ここで11億というところで補てんをしてるんですね、まずは地方債として起債をいたしまして、その後にはですね、補てんしてるんですが、大分県杵築市では、ここは国庫補助金なしなんです、10億っていうところで起債が95%というところですね、地方債です。で、福岡県基山市、ここは、30年の3月に開館いたします、大分県はですね、福岡県基山市は起債が90%、ここも起債です。というところで、ここは4億8,000万ぐらいです。金沢市海みらいは国交省、まちづくり交付金を利用しております。そして、平戸市図書館では合併特例債、そしてまちづくり交付金、そして一般財源でこれで12億3,000万というところなんですけれども、大体ここも今年、27年の8月ですね、昨年ですね、開館をしておりますけれども、大体、数年前まではこのまちづくり交付金、社会資本交付金の利用をされておりましたけれども、ほとんどが一般財源と起債をされ

てるというところなんですね。最近建ったところでは、どうしてもその国庫補助金などが目途がありませんので、ほとんどが起債をされてるというところなんですが、これも、図書館といえばですね、やはり、

○議長（内村博法議員）

安部議員、質問は簡明をお願いします。

○3番（安部都議員）

分かりました。というところですけども、町長、それでは本町といたしまして、起債というような形でお考えはないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

財政の方から答えさせていただきますと国庫補助を活用した場合ですね、残りの一般財源分の90%、この分については起債の方、活用する予定でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

90%活用ができるというところですけども、これも国庫補助金、その他、交付金、それぞれですね、いろいろな助成金なり、財源、そしてまたこの起債なりですね、いろんな形で組み合わせながらできるというふうに思うんですね。全てをこの90%するというのは、かなりその、やはり負担が大きいですので、そのあたりですね、今現在、これからですね、今年、そしてまた来年度までぐらいいまでに、国の交付金や補助金、そしてまた、地方債というところで、その起債を行うっていうところなどで組み合わせながらというバランスをとって、そういったところはお考えないですか。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

当然、ご指摘のように組み合わせながらやらないとできないだろうと。なおかつ補助の対象事業費に用地が含まれ、用地の買い戻しもできるのかどうか等々、いろんなものを考えております。1番いい補助というのが50ぐらいあるのがあるらしいんですが、それは他の方にもかなりの影響があるということで、それについてはどうか。いろんなその補助等々も先ほどご指摘ありましたように社会資本整備ということで、10年ぐらい前に確か簡単な絵まで書いたところまで行ったんじゃないかと思うんですが、基本構想にありますように図書館をどういうふうなものとするのかということによって、事業費が全然変わってきますので、補助金も含めてやらないかとか、例えば、もっと少なければ起債だけでもできないことないかなと、うちの財政を見ながらですね。そういういろんなものを考慮をしなきゃいけないですから、ご指摘のように、いろんな補助

もですね、所管でいろいろ研究をしております。それをどう組み合わせると1番財政的に有利な方法はないだろうかというところまでずっと研究はしておりますけども、いずれもこっちにすれば補助率は高くなるけども、いろんな規制がかかるよと。こっちは幾らかいるけども補助率はばこんと落ちますよと、っていうことは補助が少ないのであれば町の持ち出しが大きいわけですね。起債といたしましてもこれは当然、償還をしなきゃいけないわけですね。償還にもその交付税措置があるものと、ないものとかいろいろありますので、そういう部分については財政も含めたところでいろいろ今、研究はしております。ただ、今後この基本構想に基づいて、どういうふうなところのどれくらいの大きさを作るとか、そういう事業費そのものをまず、きちっとしたものを皆さんと協議しながら進めていくことが必要ですので、そういうところもありますので、ただ、先ほどから仰ってるように14年から図書館の話があってございました。それで、その時に義務教育施設の耐震化ということで、そこまで手が回らないということで、だんだん伸ばしてきて、耐震化が一段落したということで取り組み始めたわけですけども。それまでは、場所すらどこにするか決まらなかったんですけども、吉田町長になってから、リーダーシップを発揮して、場所を決めて、四苦八苦しなながら、用地の、あれはまだ基金で買っておりますので、何で基金で買ったかっていうのは、これを買戻すときに、補助事業の対象としてできますよと。これが町有地となったら、補助の対象になりませんので、この分の補助が入らないとかですね、いろんなことも考えながら、四苦八苦しなながら、なんとかその用地まで確保しました。ただ、その次の段階に行く時にですね、まだいろんな大型事業があるということで、ちょっとまだその足踏み状態ですけども、前からすれば用地を確保できたということは一歩も二歩も前進ではなかろうかと、我々としては思ってるんですが、ご指摘のように、いろんな補助事業等々も鋭意研究しておりますので、ご理解いただきいなと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

状況は分かるんですけども、やはり、社会状況はね、いろいろなあの大地震などもありましたし、いろいろなところで国からの補助金も少なくなったというところで、全くその起債は考えられないということがないというところでね、いろんな補助を組み合わせながらやっていくのかなというふうに思いますけれども、やはり、この図書館を早急にやっぱり重点的にね、もうちょっと視野に入れてですね、もう少し早い段階的であるんじゃないかなというふうに思うんですよね。やはり、他の自治体は大体3年から5年以内で、基本構想から設計、建設っていうところで、ぱっぱっぱとやっぱり、進んでいってる場所なんですよ、大体ですね、それがどうしてうちではできないのかなと。不思議だなというところで、ちょっとこう考えるとこころであるんですけども、そしたら、シミュレーションというのは、やっぱりこう、例えばこれだけ要ると、図書

館にこれだけ要りますよと、10億、15億要りますと、その償還のシミュレーション、そういったところで、例えば20年間というところで、出したりしたことはございますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

当然、シミュレーションをしながら財政計画を立てます。ただ将来的なものはですね、例えば、3年ぐらいは実施計画あたりですね、細かいところまで、結構つめるんですが、5年、10年先になりますと、社会情勢がどう変わるのか、ということで、ここまですいたら、これから先は一定の金額ぐらいでの想定ということになりますので、ちょっとその5年10年となると、きちとした計画をつくりたいんですけども、現在のように、福祉関係のですね、事業がどんどん膨らんでいってる状況等々を把握するのが非常に難しいものですから、シミュレーション等々が起債償還どうなった、こうなるということですね、毎年これだけ償還してこれだけ借りていって、ずっと減らすよとかそういうのはもう財政の方でいろいろ作ってはいただいてるんですけども、5年ぐらい経ってしまうとちょっとですね、また状況が変わってきたりして、こっちの想定と違うような状況にも、5年ぐらい何とか、一定もってるんですけども、その想定というのはかなり、その1つだけとかですね、何か項目決めていただければできるんですけど町の財政でどうかっていうところは、詳細は、財政課長があたりがわかるかと思うんですけど、非常に難しい面がございます。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

副町長が町政全般の財政計画についてですね、ご答弁申し上げました。図書館に限定したですね、財政シミュレーション、これは当然実施をいたしております。それは基本構想の中にも言及をしておりますが、ただ、それは国庫補助を50%、20年で償還をした場合という形でのシミュレーションをしておるんですが、その前提となる国庫補助50%というものがですね、既に見当たらないということで、そのシミュレーション自体はですね、現状ではちょっと破綻しているということになります。ですので、当然、先ほど、いろんな例をご紹介くださいました。リノベーション事業ですね、であったり、社会資本整備総合交付金事業ですね、そういったものについてもですね、私ども当然、情報収集しまして、活用の可能性についてもですね、当然検討をしております。ですので、先ほど既にその当時のシミュレーション、破綻をしてるというのは国庫補助を前提としてという意味ですので、そうでない新たなシミュレーションもですね、当然必要になってまいりますので、そのための情報収集と研究を今してるというところがございます。それと、昨日の質疑の中にもございましたけれども、起債事業で行うにしてもで

すね、当然一般財源を長期的に投入していくということになりますので、やはり、高田南区画整理事業のできるだけ早い完了を目指してですね、昨日はPFIの可能性なども言及されましたけれども、組織一丸となってですね、努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

先ほどから大型事業という形で、どうも都市計画の事業が足かせになってるんだなと思って、ちょっと一言ここで喋らせてください。先ほど、議員さんが言われた長野県の小諸市はリノベーションで作りましたよ、平戸は社会資本交付金で作りましたよ、という話なんですけれども、確かに今でも社会資本交付金の中に図書館っていう建物は作れるんです。ただし、リノベーションっていうのは、平成26年8月に、これはもう終わってます。で、今、それと同じようにするためには、立地適正化計画を長与町がコンパクトシティのために作って、それから今度は都市の戦略事業っていう形の補助金をもらうしかないんです。そこで足かせになるのが立地適正化っていうところで、今足踏みをしているところでございます。もう一つ、合併特例債のお話をされたと思うんですけれども、確かに合併をしたところは補助率は、多分高い補助率で来るんです。合併をしたところは、その特例債で合併したところの町とかそういったところで、こういった施設が作れるというのはもう作れるんです。ただし長与町は合併はしてないんで、合併特例債はまず使えない。であると社会資本整備総合交付金は使えるのかっていうところで、今、そこで止まっている。私が26年4月に来たときには、リノベーションで作れるんじゃないかと私も思いました。ただし、それが、私が来た26年4月、26年8月にはこれがもうなくなったんです。それで、立地適正化を立てないとこれは、この交付金は貰えない。そこで、どういったところで足かせがでるかといったら、どうしても今の市街化区域を狭めていって中心部に寄せていきなさいって。これが今の長与町に通用するのっていうところで今ひっかかっているんです。今、図書館の方も10年来、図書館の基本構想とか作られているんですけれども、どうしても高田南というのは30年間、地権者の方たちにはご迷惑かけてる。中にはもう15年仮設住宅に住んでおられる方がおられます。こういったところに、どうしても事業の順番とすれば、都市計画サイドからいけば、どうしてもそこを土地全てを早くお返しをして、その後、新しい事業という形を考えております。先ほどシミュレーションされたのかっていうことですが、大型事業の高田南、西高田線、図書館、これを年次的にシミュレーションはしております。そこで、どうしても長与の今の財政の中ではなかなか厳しいものがある。で、その中で、事業も今後進めていかなきゃいけないんですけれども、その中でも30年かかっている高田南をまず終わらせれば、他の事業に取り組めるんじゃないかといったところで今検討しておるんで、そのところはご理解していただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

いろいろなシミュレーションはされてるというところで、その補助もですね、探しておられるというところなんですけれども、しかし、町民の方たちはそれでは納得しないのではないかなというふうに思うわけなんです。そこで、そのシミュレーションなど、例えば図書館の規模をちょっと、今段階よりも縮小するとか、例えばそのシミュレーション自体をですね、もっと分かりやすくこういう状況で今長くなって、この大事業が終わらないとできないんだというようなですね、やはり、説明が必要だと思うんですが、町長そのあたり、町民の皆様に、今後どのように説明をされるのかしないのか、お考えがあったらお聞かせください。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

もちろん私はほんとミーティング等々しておりますので、今後ともずっと続けてまいりますので、その中でですね、随時こういった形の進捗等々につきましてもね、お話をさせていただきたいなというふうに思っておりますし、またいろんな機会がございますので、出版物とかなんかもありますのでね、そういったものを使って、非常に活用しながら、やっていければなというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね。1日も早い段階で皆さんが首を長く長くして待ってらっしゃいますので、説明をしていただいてですね、もっと、本当に、早い段階で説明がされて、納得し、建設されることを願ってやみません。私もいろいろと図書館も、いろいろ視察に行っただけですね、やっぱり本当に安らぎのある、住民の滞在型の図書館をやはり作らないといけないというところで、住民が中心となってですね、やはりこの長与町の図書館をつくらせていただきたいなというふうにも思っております。よろしく願います。

それから、ブックスタートについてなんですけれども、先ほどの教育長のお話では大変本の貸出数も増加しており、昨年度からびよちゃん会、おはなし会がスタートして、またこれも1,000冊ぐらいの横ばいで増加をずっとされているというところで、昨年は282世帯が参加をしたというところなんです。参加された保護者、赤ちゃんはよろしいかと思うんですが、時期的に3、4カ月の子供を持っていらっしゃるお母さんが忙しくて来られなかったお母さんたちに対しては、赤ちゃんに対しては、どのようなフォローをされてるのか、ブックスタートは送ってるのか、それともどのようなことをされているか、そこを教えてください。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

ブックスタート事業の方で、健診の方にお見えになられなかったご世帯に関しましてはですね、母子推進員さんが絵本をお持ちして、そちらの方にお伺いしまして推進員さんのお話とブックスタートの関係の本をですね、お渡して帰ってくるようにしております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解いたしました。そうですね、やっぱりどうしてもなお母さんが忙しくて、来られないとなるとですね、やっぱりその、1番最初に出会った本というのが3、4カ月で一番本当に、子供たちにとっては、何か、その時はわからなくても、やはり、その本をその時に出会うって、お母さんお父さん達と、先ほどの教育長のお話では、やはり家族とのですね、会話が生まれたとか、そしてまた、みんな温かい家族の絆が深まったというふうなところでパーセントにやっぱりかなり出てるなっていうふうに感じております。このようにブックスタートなどやっぱり知らない方たちもやっぱりいるというふうに思うんですね。今後このように周知っていいですか、もっともっと皆さんに知っていただく、そしてまたボランティアに結びつけるっていうところで、まず今後どのようにお考えになっていますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

今後と仰いますけども、3～4ヶ月児健診の子どもさんには全員にですね、こういう形でブックスタート事業のサービスを提供させていただいておりますので、これが毎年続くことによりましてですね、皆様に広がっていくという形で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

と同時にですね、広報ながよでも5月号にも6月号にもその実態、先ほど私が答弁したような数値を持ってですね、周知しておりますので、忙しくても広報ながよは見れるでしょうからね。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解いたしました。やっぱり、その子供がその本に出会って、そしてまた親御さんとともにですね、一緒に本を読むという機会が非常にやっぱり、これから先も、お兄ちゃんお姉ちゃんにとってもですね、家族で団欒の場としてですね、非常にいい家族形成を作っていくんじゃないかなと、これから思いますので、これから多くの子ども達、家族のお母さん、お父さんにとってもですね、継続していただきたいと。先ほど、これもう継続していくというところでお返事をいただきました。というところで、今後も、もう一度、これから先、他の自治体ではどうしても経費を削減するために本を途中で削ったとか、そのバッグはなくなったとか、そういうふうなところでなんかいろいろお話聞いているんですが、今後ともですね、ずっとずっとですね、3～4ヶ月の子供たちに読み聞かせをしていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。そして、今後のことなんですが、1才の健診時にもしてるところも、ブックスタートあります。それについてはどのようにお考えになりますか。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

先ほど申しましたように、まだ始まったばかりで、今、今年こういうふうな成果があったと言っているわけですね。それでまたちょっとやってみて、さらに、これは今おっしゃるように1歳児でもとかなんとか、そういうふうな状況が見えたならね、検討いたしますけど、まだここで何歳児でもしますというんでなくて、今やってること広げて、先ほども忙しくて来れないというような家庭はどうしてるんですかという質問があって、そういうところも広報とかなんかこれで周知してますということで、まずこれを定着させたいと、それからです。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解いたしました。じゃ、しっかり定着していただき、これからも継続事業として行っていただきたいというふうに思います。それでは次の質問にまいります。平和事業についてですけれども、昨年度は町内の中学生3年生が広島へ派遣をされました。とってもいい事業じゃなかったかなと、経験ではなかったかなというふうに思ってます。それについて、今年はどうにお考えになってますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

昨年、70周年の記念事業ということで中学生を広島での記念式典のほうに派遣をいたしました。もちろんその時70周年ということで、節目の年でいうことで、私どもも、そういう事業に取り組もうということで取り組んだわけでございます。今年度に関しま

しては答弁にもありましたとおり、平和コンサート、平和の集い、原爆のパネル写真展、学校での平和教育ということで平和事業のほうをさせていただきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは、今年は広島への派遣はないというところなんですね、計画はですね。今年5月27日、オバマ大統領が広島に初めて訪問したということで、核廃絶ですよ。そして平和のメッセージを行ったということで、歴史的な年であったというふうに思ってますけれども、子供たちにとっても、この広島とのですね、その子供たちとの交流というのは、やはり長崎だけではなくて、この広島での原爆の子供たちと交流をするというのは非常にいい機会じゃないかなというふうに思ってるんですけども、子供たちですね、長崎の原爆の日、昨年度は、広島から帰ってきて報告をされて、その集会を行ったというところなんですから、今年もその9日の日は長崎の平和集会というのは、子供たちも参加されるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

子供たちは長崎の平和式典のほうにはですね、参加ができないっていうか、スペース的なもの、長崎の平和公園あたりですね、スペースが少なくですね、自由に参加して遺構あたりを見学するっていうことができないものですから、先ほど町長答弁の中でございましたように5年生の子供さんは別の機会にですね、平和公園と平和資料館の方に行きまして、そこで勉強して帰ってくるっていう形で計画をしております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

5年生が別の機会に、ということで、原爆資料館とか、視察を行うということで、今後やはり、そういった平和のメッセージですね、原爆がない世界っていうところで、子供たちにもやっぱりこの平和事業というのをしっかりですね、継続していただきたいと思いますというふうに思います。そこで、昨年度70周年で、遺構跡地に銘板を設置をいたしましたけれども、今後、先ほどの町長の答弁では今後検討していくというところでありましたけれども、長与駅はやはり、救援列車の出発点ということで、これはもう大事なところではないかなというふうに思っています。武道館にもありますけれども、なかなか目立たない所に、私も見に行きましたけど、目立たないんですね、非常にね。だから、その点は長与駅に設置についてはどうお考えになりますか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

これも提案していただいた事業なんですけども、この遺構銘板というのは大事だと思うんですよね。やはりどういう歴史があったかというのがわかると思いますので、だから今議員が仰るように、これもJR、駅も絡んできます。でそういった方々ともお話ししながらですね、できるところから伸ばしていきたいというふうに思ってます。そしてまた平和事業等々も年次的にいろんなこと変わってきますのでね、事業そのものもやはり進化させていかなくちゃいけない分もあると思います。したがって年々見直しも入れながら、より充実させていくというような形の取り組みがですね、今後は必要なのかなというふうに思ってます。その中の一環として、この平和、被爆遺構の銘板につきましてはできるだけ数を増やしていければなというふうに思ってます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

長与駅にはミクンのシンボルマークが大きいのがありますが、やはりそれに負けないぐらいにですね、やはりこの長与町で原爆があって、そして、ここで救援列車が発したんだよというところで、やはり皆さんに知っていただくためには、平和のメッセージとして、大きなちゃんとしっかりとしたものをですね、ミクンに負けないぐらいのですね、銘板を作っていただきたいなというところなんですけれども、昨年度は平和コンサートというのがありましたけれども、ちょっと規模はどうなんですかね、いろんな形でまた変えたというところで、今年度は平和コンサートについては、どのような形態でされるのか教えてください。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

今年度の平和コンサートでございますが、昨年から平和コンサート自体をですね、少しちょっと手を加えまして、住民参加型、手作りっていう形のコンセプトのもとにですね、実行委員会を立ち上げまして、そちらでですね、いろんなことを計画をさせていただきまして、まず1番最初に変ったのは、最初のスタートが高田中学校のプラスバンドの子供さんたちに演奏を始めて、そういう形でですね、手づくりの形で、住民参加型という形をとってまいりましたが、そのおかげでですね、前年度、前々年度に比べますと、倍近くですね、お客様も増えてまいりました。で、これはまた続けていこうということですね、今年度も実行委員会を何回となく今開催をしてるわけですが、よりいいものにとということで、今計画進めてるところでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

住民参加型というところで、子供たちも大人もみんな一緒になってですね、その平和コンサートというのを行っていただきたいんですが、そこで子供のキッズゲルニカですかね、ていうところで、関連事業として、そのロビーに昨年も多分、掲載されていたというふうに思いますが、今年はどうのような形で、キッズゲルニカは。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

昨年実施しましたゲルニカですけども、これもですね、被爆70周年という形ですね、祈念行事という形でですね、実施をさしていただきまして、今年度は計画はいたしておりません。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

これは何か子供たちに平和の絵画作成してコンクールを行ったというところですかね。今年はないというところなんです、今後ずっとしないというところなんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

先ほども申しましたように、70周年記念行事という形で、ゲルニカ自体をですね、子供さんたちに描いてもらう、描くまではですね、結構安価な形でやっていけるんですけども、それを掲示する場合、足場からですね、作って立ち上げて、安全面の確保という面もありますけども、そういうものをするんですね、結構なですね、経費がかかるものですので、今回は70周年という形で前回さしていただきましたけれども、今回からはゲルニカという形ですね、スタンスでの展示等は考えておりません。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解しました。良い形で今後していただきたいというふうに思っておりますけれども、どうしても原爆で生き証人と呼ばれる方達ですね、被爆者がですね、年々減少していつてるところでありますけども、子供たちにやはり実体験を聞いていただくという平和授業も、やはりこれから必要じゃないかなというふうに思っています。本町では、DVDなど作成しておりますけれども、本当に、原爆に遭った被爆者にですね、二世に引き継ぎ、二世からまた子供たちに引き継ぐというところで、実体験として、その被爆の語部の方たちにですね、長与町にいなければ、長崎市の方たちでもよろしいんですが、子供たちに語り継ぐというような、そういった計画はないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

すでに、各学校ごとにですね、実際に被爆体験をお持ちの方を招聘してお話をお伺いする機会をつくり、そのようなところの取り組みからですね、今度は子供たちがそれをどう伝えていくかというようなことの学びまでつなげられるように、現在も実施しているところです。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね、現在も実施してるというところなんですけれども、やはり語部が少なくなっていくというところで、今後、やはり二世、三世に語り継ぐというところで、毎年、核のない、そして平和な世界を願っていくためには、やはり実証体験というところで必要になってくるんじゃないかなというところがあります。先日、広島で中学生、高校生の子供たちがですね、各NPT再検討会議、または国連に出すですね、署名をされていたんですね。みんな中学生、高校生が核兵器の恐ろしさで聞く機会が減ってきています。二度と同じ過ちはしないために、被爆者の方の思いを受けとめて、この現在の国内外で核兵器による被害に怯えてる悲しむ人々を忘れることなく、私たちはここで署名します、というところで、広島の中、高校生が行っておりました。本町の中、高校生にもですね、幅広くやはりこのような、平和への活動というのを本町も行っていただきたいというふうに思いますが、そのあたりはどのようにお考えになってますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

今、中高生と仰いましたね、中学生と高校生。中学生と高校生のところには少しこう発達段階のあれがあるのかな、義務教育とそうでない教育。中高生とひとくくりにした、いっしょくたのことをちょっと回答するのはちょっと難しいなと思うんですけど、中学生の小・中学校、義務教育段階においてはですね、平和活動よりもむしろ平和学習というのをしっかりやっていくのが、まず大事じゃないかなと、そんなふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

はい、そうですね、やはり、小さい時からそういった平和活動って申しますか、やはり戦争がない、核もない、平和な世界をつくるというのは、やはり大人になってからではなくて、やはり小さい小学校、中学生、そしてまた、高校生でも実体験としてこのような署名活動を行うと。ここは中学生も行ってたんですけども、行うというところ

で、やはりしっかりと今後本町としてもですね、区別はつけているというところでお答えがあったんですけども、行っていただきたいなというふうに思っておりますけれども、これからも、平和活動、平和事業として、よろしく願いいたします。一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で14時15分まで休憩いたします。

（休憩 14時01分～14時15分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順9、金子恵議員の①少子化対策について②子どもの貧困対策について③環境美化の推進についての質問を同時に許します。

7番、金子恵議員。

○7番（金子恵議員）

それでは、一般質問の通告書の方、読ませていただきます。今回はテーマを三つにさせていただきます。

①少子化対策について。

有識者によると、少子化対策に有効とされるのは、教育費の負担軽減などの経済的支援の充実、ワークライフバランスの推進、就労支援などを総合的に進めることとされています。本町においても、子育て支援の充実により今後の少子化問題に対応していこうとしています。人口減少、少子化対策は、今日始めれば明日結果が出るというものではありません。しかし、早急に取り組むことにより効果が期待できる可能性もあるのではないかと考えます。長与町の未来を見据え、そして現状を踏まえた上で、今後の方向性を示していただき、それにより、安心して子どもを産み育てられる長与町、これを構築できるのではないかと考えています。そこで、以下の点を質問いたします。

(1) 現在の出生率、これは1.7前後としておりますが、1.65%を、2040年出生率目標2.14%としたと新聞に載っております。本町において、少子化の要因は何か、また現状はどうか伺います。

(2) 産み育てられる長与町、この産む、この部分の対策は何か伺います。(3) 産前産後ケア対策について伺います。

②子どもの貧困対策について。

長与町第二次福祉計画にも記載されているように、平成26年1月、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、その後、子どもの貧困対策大綱が閣議決定されました。この大綱の中では、国は、子どもの将来が生まれ育った環境で左右されることがないように、保護者に対する学び直し、ひとり親家庭への支援、奨学金の拡充など、約40項目を重点施策として示しております。本町において現状はどうなっているのか質問します。

(1) 子どもの貧困についてどのように認識をしているか。

(2) 戦略プロジェクトには含まれてはいませんが、ひとり親家庭の福祉の充実に対する具体的取り組みは何か質問します。

(3) 経済的に困窮した子どもを救済する子ども食堂が話題となり、本町でも立ち上げを考えている人がいるようです。どんな子どもにも居場所があることは重要であり、今の社会においてさまざまな役割を果たすことができると言われていますが、見解を伺います。

③環境美化の推進について。

平成5年1月24日、長与町環境美化条例が制定されています。この条例は、美しいふるさとづくりに資することを目的とされており、内容としては町内の公共施設の場所における吸い殻、空き缶等のポイ捨てを禁止することをはじめ、資源リサイクルの推進に関しての条項など多岐にわたり記されています。この条例に対し、町民、事業者、そして土地所有者への認知度はどうなっているのか。ごみステーションへの不法投棄、公園内にポイ捨てされるごみ、犬のふん害の苦情など、いまだに数多くの声が聞こえます。モラルやルールを守ることの大切さの重要性を考え、目指すべき美しいまちの実現のため、以下の点を質問いたします。

(1) 環境美化条例の周知状況について見解を伺います。

(2) 不法投棄の実態、状況はどうなっているのか質問いたします。

(3) 環境美化を守り、推進するため、今後の取り組みを伺います。

以上よろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、金子議員の御質問にお答えをいたします。

1番目1点目の少子化の要因と現状についてという御質問でございます。本町の合計特殊出生率は、平成25年度におきましては、1.69、県平均が1.64、全国平均が1.43ですので、それを上回っている状況ではあります。しかしながら、人口を維持できると言われている人口置換水準、すなわち2.08を継続的に下回っていることから、本町におきましても少子化が進展しているものと認識をしております。要因の一つとして考えられるのは、未婚率の上昇でございます。本町の平成22年度の生涯未婚率は、男性が上位10.1%、女性が7.1%となっておりまして、全国や県を大きく下回ってはいるものの、平成2年からの20年間で男性が8.4倍、女性が2.6倍と、未婚率が急増しております。平成27年1月に実施をいたしました、町民の結婚、出産、子育てに関する意識調査におきましても、一生結婚するつもりはないと回答した割合が10.8%と、これに近い数字であらわれております。この調査におきましては、理想の子ども数より実際に持つことを考える子ども数が少ないという結果も出ており、その理由といたしましては、子育てや教育への経済的負担、あるいは育児の心理的、肉体的負担、また仕事への影響、高年齢出産への不安など、回答が多く知られてますけれども、こうしたことも少子化の一つの要因ではないかと考えております。

次に、2点目の「産む」の部分の対策でございます。この妊娠出産につきましては、妊娠出産の喜びよりも、つわりや痛みなど負のイメージから不安に感じている方が増えております。妊娠によって女性の体と心がどのように変化するのか、なぜつわりが起こるのか。妊娠のメカニズムやお産に関する正しい知識を学び、産むことに対する不安を

取り除き、心穏やかに母親になる喜びをしっかりと感じ取っていただけるよう、お産に対する正しい知識を持っていただきたいと考えております。そこで、子育て支援センターでは、妊婦さんや子育て中の女性を対象にしまして、自身の体調や体質を知ることや、お産に対する恐怖心や不安を和らげるための講座を開催しております。また県におきましても、家族を持ちたい、家族や子育てを大切にしたいという価値観を育むための講演会や研修会が今年度も計画されているようでございます。このように周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。また、厳しい雇用環境や経済環境の中、安心して産んでいただくために、保育所などの整備や、多子世帯への保育料の減免等々に努めているところでもございます。

次に3点目の産前産後ケア対策についての質問でございます。産前産後ケアにつきましては、妊娠届の際に、体と心の健康状態の確認を初め、産後にお世話をしてくれる人がいるかどうか、パートナーの協力体制があるかどうか、不安なことはないかなど細かい情報まで聞き取りを行い、対応いたしております。また、町で行っております妊娠学級やパパママ学級など、さまざまな事業について、御紹介をし、出産、育児を孤立することなく過ごせるよう仲間づくりにつきましても支援を行っております。さらに、妊娠中に1回、出産後に1回、1歳前と2歳半の頃の計4回、担当地区の母子保健推進員さんにも継続して家庭訪問をしていただき、育児に関する相談、家庭環境の確認等々を行っていただいております。また、産婦人科とも連携し、産後鬱の傾向にある人や育児支援が必要と思われるリスクの高い方の情報を提供していただき、保健師や助産師による電話確認、家庭訪問等も行っております。妊婦学級につきましても、今年度より会場を健康センターから子育て支援センターへ移し、赤ちゃんの抱っこ体験や先輩ママとの交流などを行うなど、妊婦さんの支援の充実に努めておるところであります。特に今年度からは、妊娠、出産、子育てに関する切れ目のない支援を行うためのワンストップ窓口といたしまして、子ども子育て総合相談窓口というものを開設するなど、産前産後のケアにつきましても、きめ細やかな対応を行っているところでもあります。

次に、2番目1点目の子どもの貧困をどのように認識しているかという御質問でございます。国民生活基礎調査によりますと、子どもの貧困率は、平成25年に16.3%と6人に1人の子どもが貧困世帯で生活をしておりまして、そのうち、ひとり親世帯におきましては、貧困率が54.6%と半数を超えている状況にあります。貧困状態で育った子どもは、健康状態が悪くなるリスク、学力や学歴が低くなるリスク、大人となっても貧困となるリスクが、貧困でない子どもさんと比べて非常に高くなっております。また家庭内のストレスや心にゆとりのない生活が続くことは、最悪の場合、児童虐待につながってしまう可能性もあります。またみんなが持っているおもちゃを持っていない、洋服が古い、学力がついていけないなどの理由からいじめの原因となったり、不登校や引きこもりとなったり、自分に自信が持てず、大人となっても貧困から抜け出すことが難しくなると言われております。また、乳幼児期におきましては、親子の愛着関係

の形成や人格形成の基礎づくりとなる大事な時期であります。貧困時代の子どもやリスクの高い子どもを早期に発見し、必要な支援へと早期につないでいくことが非常に重要であると捉えております。

次に2点目のひとり親家庭の福祉の充実に対する具体的取り組みということでございますけれども、充実につきましては支援につながるための総合相談窓口の設置、児童扶養手当の第2子以降の手当額の増額、養育費の確保支援、保育料の減免対策、就職に有利な資格の取得促進や就労支援など、さまざまな取り組みが行われております。これらの各種支援につながっていただくためにも、児童扶養手当の現況届け出時をとらえて、各種支援の案内やアンケートによるニーズ調査、母子自立支援員による各種相談を実施しているところでございます。次に3点目の子どもの居場所づくりの御質問でございます。貧困の連鎖を断ち切るためには、子どもが安心して過ごせる場所、信頼して話することができる人、そして何よりも自分に自信を持ち、自立に必要な力や生きる力を身につけることが非常に大切であると思っております。現在、子ども食堂を運営しているNPO法人やボランティア団体が全国に100団体ほどあり、長崎県内におきましても2団体が確認されております。いずれも寄附や食材の無料提供など、自主運営で実施されているところが多いようでございます。国におきましても子どもの貧困対策大綱が閣議決定後、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援の4本柱を掲げ、各種施策を推進しているところですが、子どもたちに直接的な支援を届けるために、子どもたちが自立に必要な力を養う拠点として子どもの居場所づくりは非常に有効であるととらえております。

次に3番目1点目の環境美化条例の周知徹底でございます。長与町環境美化条例につきましては、平成5年12月24日施行以来20数年が経過をしております。町としてもさまざまな取り組みを行ってまいっております。この条例では美しいふるさとづくりに資するため、地域の緑化、空き缶等のごみの散乱防止、ごみの減量と資源リサイクルの三つの施策を実施すると定義されております。地域の緑化につきましては、大きな事業としまして、年2回実施をしております花いっぱい運動や花の苗配布事業により、自治会、老人会、小学校、各種事業所様の御協力をいただきながら、町内の緑化と啓発に努めている状況でございます。空き缶などのごみの散乱防止につきましては、町民一斉清掃や大村湾沿岸一斉清掃などの美化活動の取り組みや、きれいなまちづくり事業により町内の公共用地や河川などへのポイ捨てなどの清掃活動や不法投棄のパトロールなどを行い、町内の環境美化の推進に努めております。ごみの減量と資源リサイクルの推進につきましては町民皆様や自治会の御協力をいただき、ごみの分別収集、資源化物の拠点回収による取り組みにより、減量・資源化の意識の向上を図ってまいりました。また、広報やホームページによるリサイクルやごみの減量化の情報発信や町内で開催される各種イベント時にも啓発活動を実施しております。周知状況につきましては、これらの事業の開催や情報の発信および啓発活動により一定の周知及び認知がなされていると

考えております。

次に2点目の不法投棄の実態、状況についてですが、現在確認しているものでは、山中の道沿いに投棄と思われる廃棄物を3件確認しております。廃棄物の種類としましてはタイヤ、テレビなど家電類、建築廃材等を確認いたしております。その他、私有地と思われるが、産業廃棄物の放置を5件確認いたしております。私有地の廃棄物につきましては、保健所、警察署との合同パトロール時にできるだけ所有者と接触し処分をしていただくよう指導している状況でございます。不法投棄は地域環境を損なうことはもちろんでありますけれども、さらにはごみの排出環境を相乗的に悪化させてまいります。今後につきましても、不法投棄の未然防止対策といたしまして、きめ細かなパトロールや保健環境連合会や各種団体及び住民の皆様との連携による情報提供を活用するとともに啓発活動の強化により、不法投棄などをしない、させないまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

続きまして3点目の環境美化を守り、推進するための取り組みについての御質問でございます。今後の環境美化の取り組みにつきましては、保健所、警察署との連携により不法投棄などの指導強化と、町民の皆様や保健環境連合会や各種関係団体との連携を図り、美しいふるさとづくりのため、現在実施をしております事業への参加者の拡大や時代のニーズに適応した取り組みなどの推進と啓発に努めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

ちょっと答弁と重なる部分もあるのかもしれないですけど、再質問させていただきます。まずこの少子化対策についてということで、2040年、長与町は2.14とされておりますけれども、この根拠としてどういうものがあって、どのように実現していくのか、もっと詳しく教えていただければと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

本町が目標として設定をいたしました、2040年における合計特殊出生率2.14の、まずは根拠でございますが、昨年の1月に実施しましたアンケートの内容の中に結婚に対する考え方、それから理想の子ども数などお聞きをしております。この結果を踏まえまして、若者の希望がかなえば出生率2.14を達成できるものというふうな試算をしております。具体的には試算計算式がございますが、要約をいたしますと、既婚者に対しては予定されている子どもの数、これに未婚者についてはいずれ結婚をしたいと思われている割合、これを踏まえた理想の子ども数、これを加えたものに、離別等の補正を一定加えまして算出した数値でございます。それとこれを目標としてですね、今後

どのような取り組みかということですが、総合戦略の中で安定した雇用の創出、それから若者の結婚、出産、子育て等の希望を叶えるという取り組みを種々掲載しております。これを推進することで出生率の改善をし、目標達成を目指したいと考えております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

若者の希望をかなえるというところで、達成をしていくということで、それにはさまざまな対策がなされているということは承知をしております。そしてその対策に関して、先ほど答弁の中にもありましたけれども、始まったばかりで、これからそれを定着させていって結果を出していくというふうな経過になるというふうに思うんですけれども、その段階でこういうことをちょっとお聞きしても答えが出るかどうか分からないんですけれども、今後、財源さえあれば、人がいればという部分で、必要と考えられる施策、これからやってみたいというような考えを持っている策というのがありますでしょうか。これは長与町独自で考えていることということでお答えがあればお願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

具体的になりますと、各所管の話になりますが、この総合戦略の中で想定をしています事業を幾つか御紹介を致します。まずはこれまでも取り組んで参りましたが、結婚相談事業ですね。それから、お世話焼きさんの育成というものを、出会いの場、それから、結婚支援として進めてまいりたいと考えております。これは、先ほど申し上げたアンケートの中で、結婚を今後考えていらないという方に対して、問い合わせをした理由の一つに結婚する相手がいないですとか、異性の方とうまく付き合えない、こういった意見が多かったということもございまして、こういった取り組みを進めていきたいと考えております。それから、経済的に自由であるとか、収入が少ないといった、雇用に関する部分の御意見もございました。これにつきましては、企業誘致による雇用機会の拡大ですとか、ハローワークとの連携、就業機会の提供、あと、新婚子育て世帯への家賃補助などを計画の中に盛り込んで進めていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

質問したのはですね、なかなか広報とかでも、載っていたりもするんですけど、それを読んでらっしゃらない方もいるということで、この一般質問の中でこういうふうなものをしているということ、インターネットを通じてでも、知っていただける機会があればと思って、わざわざ御答弁願ったんですけれども、そういうもので今後少子化の対

策の一環になればというふうに思います。継続してですね、そういうふうに、この町で結婚して、生活をしていくというふうな、そういうふうになればいいのかなというふうに思います。この少子化対策に対して、産み育てられる長与町ということで、最近よく見るわけですがけれども、この産むという部分に対して、産前、妊娠期に健診の助成ですとか、相談事業、そしてそれは産後にかかるわけですがけれども、先ほど仰られた安心して産めるように、つわりに対する心配ですとか、そういうものがあつたりとかしたら、相談の中で、そういうのを解消して行って、産むことへの不安を取り除く、そしてそういうそのための講座を開催するとかいう、お答えでしたけれども、実際に産むとなった場合に、言いたいことはもしかしたら、察したかもしれませんが、産婦人科が我が町にはないということですよ。これは、今回は少子化ということで質問させていただいておりますけど、これは婦人の健康という点でもやはり必要な施設であろうかと思っております。この質問を投げかけられたのは、子どもさんがいらっしゃる若いお母さんから言われたんですね。確かに、長与町にあれば、大きいお腹を抱えて、臨月のころに遠い産婦人科まで行かなくて済むわけですよ。ですからそういう意味でも、その環境の整備という観点からですね、産婦人科が1件もないこと、これを協議されたことはないのか、以前、産婦人科が辞められる時にでも、継続をお願いしたいという、そういう話し合いがなかったのか、その点はいかがでしょう。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

確かに長与町内に産婦人科が数年前より無くなってしまったことに対して、もう本当に子育ての町長与町には無くてはならないものが無くなってしまって、非常に残念に思っております。もともと長与町に住んでいらっしゃる方は、産婦人科が長与町内にないという認識はございますけれども、長与町内に町外から転入されてきた方がですね、確かに長与町内どこにあるんですかっていう問い合わせがあつた時にですね、長与町内、実は無いんですよというお答えをしないといけないのが、もう本当に心苦しいところなんですけれども、近くとしましては、こういうところがありますということで御紹介をさせていただいております。無くなる時点でのご相談ということなんですけれども、2カ所ございましたけれども、1カ所はお亡くなりになって、もう一方はもうご高齢ということで、ちょっと相談をする機会というのが残念ながらなかったんですけれども、継続をしてほしいというよりも、周りの方が、もう高齢だから一人だけの先生で産婦人科を24時間見るといところが非常に難しいのではないかとということで辞められたという経緯を伺っております。幸いにして長与町は近隣の市町村の産婦人科が車で30分以内のところがございますので、長与町の産婦人科としては対応ができていますのかなということで考えております。県内に産婦人科の数を数えてみました、57件ございました。1年間に1万ちょっとの子どもさんが生まれていらっしゃるの、一つの医院で1

94名ぐらい取り上げられているのかなというところで、一つの病院で200から300産まれるという数字というのを伺いましたところ、県内では充足をしているのかなと。正直、本音を言いますと長与町内にもぜひあれば良いのにとすることは思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

小児科や産婦人科は24時間体制ということで、激務ということであることから、全国的に医師が少ないというのは理解しております。そういうところで安心して出産ができる環境づくりといっても、お医者さんがいなければ、なかなかその開業もお願いできませんし、事業者としての面から考えても、ちょっと厳しい話ではあるかと思えますけれども、全国的に出生率は減っているけれども、本町としては448人でしたっけ、出生、出生の人数が448人ぐらいということで、長与町に産婦人科をもし誘致した場合、基本、勤務医の方が産婦人科を開業されるに当たって、年齢的には30代後半から40台前後で勤務医のままでいるのか、開業するのかというのを考えられるそうです。そして、ひと月の出産の数が15人、そして、課長がおっしゃったように、年間で200から300、この数が見込めるのであれば、開業を考えるというんですね。ということは、本当に実際にこの長与町に産婦人科が必要であるということで考えるのであれば、医師会とかとの話し合いもされた方がいいのではないかと思うんですけれども、その点は、今まで医師会とそういうふうな話が出たとかは、ないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

平成26年の途中に無くなりまして、その後、医師会の方とその産婦人科の誘致に関しての協議というのは実質させてはいただいているところになります。ただ、今議員さんが仰られていました勤務医の35歳からということで、産婦人科を誘致する場合に、他市町を見ていたんですけれども、どうしても医師が2人と、あと助産師が必ず必要になってまいります。そこら辺も含めると一人二人の必要性ではなくて、もっとたくさんの人員の必要になってくるというところで、ちょっとそこまでは、他市町については5,000万とか1億、誘致をして、補助を出している所もありますけれども、そういうところはやはり1時間以上かけないという産婦人科がないところ限定をされているようでした。長与町としては、車で20分30分のところにあるというところで、そこまではまだ今のところ話はしておりませんが、医師会の先生方と会う機会も今後出てまいりますので、お話をずっと進めていきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

ちょっとしつこいようですけれども、榎の鼻に総合病院ができますよね、ここに小児科は入るということで、この小児科というのもやっぱり激務ということで、少なくなってきたという点で、小児科は開設していただけるんですけれども、そこでその産婦人科の開設ということに関しての協議というのはなされなかったのでしょうか。病院側からでも結構なんですけど。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子）

4月に、西彼杵医師会と、あと徳洲会の先生方、そして長与町、時津町のメンバーで、今度そこに計画されています、徳洲会の経営のこととかについて協議がありました。その中でどういった科をするのかとか、そういう具体的な話が出ております。先ほどの小児科の救急面というのがやっぱり長与町としては、結構問題になっていますということで、お伝えしたところですね、やっぱり小児科のドクターの確保がかなり難しいということで、現時点ではですね、厳しい状況にありますというお答えをいただいていますので、まだ小児科が開設というのはちょっと、はっきり決まってない状況にあります。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

了解しました。徳洲会病院のホームページを見た時に、求人をしておりまして、いまだ小児科の医師の方を募集されていたので、産婦人科というよりも小児科の医師の募集自体も厳しい時代なんだなというふうには感じているところです。とりあえずその、とりあえずというか産婦人科が少ないためですね、やはり分娩が集中して、今1院に対して194人の出産で、ある程度産婦人科の数自体は長与町にとっては、いくら近隣とは言え、足りている状況ということでお聞きはしたわけですが、その産婦人科がだんだん少ないということで、分娩が集中して、里帰り分娩、これの受け入れを休止する病院もかなり出てきているというふう聞いております。こちらの方ですね、やはり、そういうような状況になる前にある程度、厳しいとは思いますが、そして、産める場所をつくる、産婦人科を誘致するというのは一自治体で対応できるということではないかもしれませんが、やはりこの、若い方たちの話を聞いても、本町に産婦人科があれば、やっぱり助かりますし、同じ出産された方だったら分かるかと思いますが、できればタクシーで10分以内で、陣痛が始まっても行ける位置に産婦人科があるってことはすごくそれだけで安心ができることなんですよね。女性にとっては。だからそういうところの女性の視点での思いというのを考慮していただいて、そのための方策を考えていただきたいと思うんですけれども、先程、いろんな助成制度もされているところがあるけれども、遠い範囲の中で、その中でやっているような制度だからと

いうお話でしたけれども、5,000万とか1億とか、そういうふうな助成はもちろん厳しいと思います。けれども、5年間税金を免除するとか、長与町で言ったら、今めぐみ保育園が仮に使っている三彩のビルがありますけど、あれは確か医療施設用のビルだったと思います。そういう所への誘致というのは、町独自でも、箱があるのですから、できるのではないかと思うんですけども、そういうことを考えてですね、産婦人科の誘致というのをやはり推し進めていただきたいというふうに考えますが、町長いかがですか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

長与町にあつたら本当に助かるなというふうに思います。確かにわたしもそう思います。しかし、とは言いつつも、病院経営というのはありますでしょうし、ただ、議員が仰るように、こういった形で長与町では不足していますよっていう、こういった情報、こういったものを医師会とかいろんなところでですね、開示をいたしまして、考えていただくと、そういう機会を作りながら、進めて参りたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

もうこれ以上は申しませんが、先月の5月9日に連携中枢都市圏形成ということで、1市2町で首長会議みたいな事が行われたようですけれども、その中で人口減少対策などを協力というところで、こういうことも1市2町で行っていただけるものとも思うんですけど、産婦人科も今誘致したからって、すぐ来るものでもありませんし、ただ、やはり受け入れをですね、いつでも受け入れをしていただける産婦人科の確保というのを、その点も話し合いの中に入れていただいて、今後は、出産の際にですね、不具合がないような、そういうふうにやっていただければというふうに思います。

次に、少子化対策の一環として産前産後のケアをされているということですが、ファミサポ事業ですとか、母子健康推進保健事業など、そういうふうな事業の枠組みは私はできているというふうに思います。しかし、心身に負担感じている母親が多いというニュースがございます。産後については先ほど答弁の中にもございましたけれども、産後鬱という症状が見られる方が多いと。確かに13.4%にその症状が見られるというふうに報告されています。これもあつたことですが、高齢出産の場合、初産の場合ですね、その80%以上が、35歳以上の初産の母親に対しては、産後鬱が最も多いと言われている時期で、その方たちというのは、発症した人の80%ぐらいが未受診であるというふうになっているそうです。その80%の未受診のままの母親をそのままにしておくと、育児放棄、そして児童虐待につながる可能性があるということで、早期発見が大切と言われておりますが、この母子保健推進事業の中で訪問を4回されている

ということですが、産後の訪問率、訪問時期と訪問率、訪問時期は1カ月後ぐらいかもしれませんが、訪問率っていうのは、どういうふうになってますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

産後2～3カ月の間には、母子世帯にですね、訪問していただくように母子保健推進員さんをお願いしているところです。27年度が452名お願いをしまして、必ずですね、会うまで訪問をお願いをしてはいるところなんですけれども、実質10名から20名の方が会えない方がいらっしゃる。それは例えば子どもさんが入院をしていたりとか、しょっちゅうご実家の方に帰られてらっしゃるようだとかですね、そういう実態の把握を受けた上で、そのあと3～4カ月健診がございますので、その3～4カ月健診の中で、母子保健推進員さんが何回か訪問したんですけど会えなかったですねっていうことの確認をさせていただいた上で、保健師が確認をしております。訪問率ということだったんですけども、452名の産婦さんに対して訪問回数は757回訪問させていただいております。1回で会える方もいらっしゃるれば、数回訪問させていただいているところで、会えない方がいらっしゃるの10名から20名、毎年いらっしゃるんですけども、それ後の3～4カ月健診でフォローが全部できているという状況になっております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

産後鬱に関して言いますと、生後2週間から3週間にかけて、さまざまな症状があらわれるということで、訪問時期っていうのが産後2～3カ月ということでしたが、この訪問時期と産後鬱の発症時期っていうもののずれが生じているということで、問題になっている、指摘されているっていうことを聞くんですけども、1人を対象に回っているわけではございませんので、そこは厳しいかと思うんですけども、こういうことを聞かれて、改善点と言うんですかね、母子推進員の人員を増やすとか、そういうふうなことでの改善っていうのは、今後、考えられるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

町長の答弁にも一部あったんですけども、産後鬱の指数の高い方につきましては、産婦人科さんの方から町の方に情報提供をいただいております。その中で、まずは電話によるお尋ねですね、必要に応じて、お母さんの状態に応じてですね、栄養士さんであったり、保健師さんであったり、助産師さんがですね、各家庭を訪問をさせていただいているところです。そこは母推さんではなくって、専門職の方で対応しているということになります。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

分かりました。少子化っていうのは社会全体に、やはりさまざまところでですね、影響を及ぼすということで、以前一般質問の中でネウボラということに関して質問をさせていただきました。これは本町では子ども子育て総合窓口ということで、活動されているということなんですけれども、このネウボラは妊娠前から、担当者が家族を応援し続けていく仕組みということで、担当者を決めて、一つの家庭に担当者を決めてっていう部分があったりとかして、もう少し進んだ仕組みなのかなというふうに思います。こういうふうな取り組みを参考にですね、取り入れられるところは取り入れて、地域の特性に合わせた臨機応変な対策というのを講じていただければというふうに思います。次に、子どもの貧困対策ということで、昨日ですね、答弁の中に貧困の調査に関しては、やってはいないけれども就学支援により把握する、民生委員さんからの情報などを共有、そういうことで把握しているという答弁があったかと思っておりますけれども、国の調査の中で要保護、準要保護、この援助費というんですか、支援、その支給率というのが6～7人に1人と言われているそうですが、本町の現状はどうか。また、認定率というんですかね、こちらの推移の方はここ数年どういうふうになっているのか、お聞きします。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

平成27年度の要保護、準要保護の認定率なんですけど、小・中学生3,756人中、要保護児童生徒数46人で認定率1.22%です。準要保護児童生徒数は474人で、認定率は12.62%でございます。ここ数年のこの要保護、準要保護の認定率の推移についてですが、ほぼ横ばいということでございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

全国の認定率が15から16%が平均だと言われていたそうです、本町は要保護が1.22、準要保護が12.62%ということで、低いということで、しかし実際はどうか分からないということですよ。なぜかという調査を行っていないというのはあるかと思えます。今後ですね、この貧困に対して、ある程度のライン、調査項目があるらしいんですけども、こちらの調査を行う自治体には、国からも助成があると聞きました。そして、その貧困の対象と言われる人が本当に少ないか、申請していないだけなのか、世間体を気にしているのか、そういうところの実態というのが分かるということで、しっかり調査する必要があるのではないかという、他の議員さんとの話の中でもあったりもするんですけども、こういうふうな調査をしっかりとですね、やってみるっていう

んですかね。この準要保護、要保護のこの数字だけに頼らず、そういうことは、どうでしょう、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

子どもの貧困対策の交付金っていうのが28年度から新たに創設されてまして、計画を立てるところには、長与町で言いますと、人口で300万の補助金を、交付金を出すので計画をとということで、調査計画をとということで創設をされております。子どもの貧困に対して交付金が創設をされると聞いた時に、まずは子どもの居場所づくりをNPO法人さんとか、ボランティア団体さんでされていますので、そちらに対する補助金か何かができるのかなということで、非常に市町皆さん期待をしていたところなんですけれども、まずはその各市町の実態調査をなさいたいというところで、確かに町の現状を知るところは非常に大切ではあるなっていうことは考えてはいるんですけども、この調査をしないとその後に進めないというのがございます。実際ですね、生活保護世帯にいる子どもの数ですとか、母子世帯、児童扶養手当をもらってらっしゃる世帯とか、数と比較をしますと先ほど教育委員会の方で回答しました、準要保護の数とはですね、かなり一致をしているなというふうに考えております。もれてはいないのではないかなっていうふうに考えております。計画に関しましては計画を立てるのも大切というのは分かりますけれども、それよりもまずは子どもの居場所づくりの方がですね、何とか手を差し伸べることができないのかなってことを検討しているところです。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

分かりました。この子ども食堂、こちらの方を3番目に入れさせていただいているんですけども、この子ども食堂という取り組みが広がってきたのは、やはりその数字の上で漏れてはいないということですけども、そこに漏れている、そしてその環境、個々の環境、夜に親がいなくて1人で食事をしているとか、きょうだいで過ごしているとか、いろんなこうさまざまな理由があってそういう子どもたちを集めて食事をですね、月に1度とか週に1度とか食事をさせるという場を、ボランティアが最初に始めたことでもありますけれども、そういうふうな実際には見えない子どもたちがいるということでこの取り組みが広がってきたのではないかなというふうなことも考えます。ですから、実際になぜ長与町で貧困という言葉があっても、実際に子どもを見ても困っているような子ども達を見るわけでございませんし、何で貧困なのかと言ったら、やはり実際に、言いますと、いるんですね。夜10時くらいにコンビニに行ったら、100円のお金を持って、おにぎりを買に来る子ども。で、コンビニの人が、今の時間に何でって聞いたら、母親がいなくてきょうだいで100円持って、毎日おにぎりを買に来

ると。そういう隠れた実態もあるわけですね。幾らお金で支援、何で支援って言っても、お金だったり、何らかの支援でそれが家庭の中でも、きちんと子どもに対して、母親なり父親なりがちゃんと育てていってやれてればいいんですけども、そうでない家庭もちょっと見えているところもあって、その話をしたところ、この子ども食堂をやってもいいという方がいるということで、現在、その子ども食堂を実際にやられている方ってというのはなかなか継続するのが厳しいそうです。食費にしても水道、光熱費、そういうものを全て含めて、もうボランティアでやるんですから、なかなか十分な、本当は週に1回したいんだけども2週間に1回しかできないとか、そういうふうなことで、広がっていない地区もあつたりもするようなんです。子ども食堂に対して厚生労働省はこの4月から助成をするということになっているようです。そして、北九州市では、行政自体が、そういうふうな子ども食堂をですね、開設をして頑張っていこうではないかということ考えているということです。2～3日前の新聞にありましたけれども、諫早市の方もですね、ボランティアの方が、この子ども食堂を開設するというので、子ども食堂と名前がついているから、それにカウントされるんですけども、それに似たような学習支援を伴う施設というか、ボランティアがやっている会も、長崎の方にもあるようです。そういうところがまず、次に言葉に出すのが、なかなかそのボランティアでやっているから、経済的に厳しい、支援が欲しいという、ですから、本町で実際、子ども食堂がやっているわけではございませんけれども、今後、そういうふうな居場所づくりということが必要というところで認めていただけるのであればですね、民間とどのように連携していくか、行政として何ができるかですね、考えていただいて、検討をお願いしたいというふうに思いますけれども、こういうふうな民間の活動に対しての支援という部分では、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田子ども政策課長。

○子ども政策課長（村田ゆかり君）

先ほど厚労省の方から助成が出るというお話でございました。私も食い入るように見たんですけども、実は助成金の中には食材費というのが含まれていないということが書かれてありました。要するに食材は地元の農家さんだったり、そういうところと提携して、自分たちで調達をしないとイケないということで、あるようです。去年から、子どもの貧困ってところで、私もずっと調べておりました、社協さんの方で学習ボランティアというのが既に、行われているんですけども、そこに来られている子どもさんを見ると、実はあんまり貧困世帯ではないというのが分かって参りました。社協さんの方もどうやってお声かけをすればいいのかなってところで、悩んでおられましたので、町としましては行政として、ひとり親家庭の名簿だったり、生活保護の名簿とかありますので、全体的に、全町的に呼びかけるというよりも、ある程度的を絞ったところで御案内をして、適切に、必要な方に支援につなげるというところを考えてはどうか

などということ、昨年はお話をしておりました。そしてまたこの子ども食堂っていうのも、最近しょっちゅう新聞の方にも載っているようでございます。ぜひ食の部分です、食育っていうところも含めて、国際大学が始めたりとかですね、あっていますので、子どもたちに生きる力をつけてもらうために、自分達で自立をしてもらうために、まずは、大人と、大人というか仲間とのコミュニケーションをとる、まず居場所づくりをですね、居場所づくりをまず始めてそこに学習支援であったりとか、食の部分の援助ができればなということで、長与町の地域資源がどういうものがあるかっていうところを、今調査をしているところです。ある程度、いくつか見てきたところもありますので、今社協さんとも、どこどこをどうつなぎ合わせればできるのかなっていうのを考えておりますので、ぜひその子ども食堂をしたいよというところがあるということ、を伺ったので、ぜひ御紹介いただければ、一緒に何かができるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

今回は貧困対策ということで、この子ども食堂というのを取り上げましたけれども、別にあの、この子ども食堂というのは子どもだけを対象にしてるっていうのではなくてひとり暮らしの高齢者の方が来られたり、結婚されていない独身の男性が来られたりと、もうこの子ども食堂は子どもの域を越えて、地域全体の居場所づくりという、一環になっているようです。そういうふうな新しい居場所づくり、子どもに特化したものではなく全体の居場所づくりという意味でも、民間のですね、そういうふうな活動をするっていうことが、一緒に賛同していただけるのであればですね、その時に御紹介しまして協力をさせていただきたいなというふうに思います。先ほど仰られたように、この教育の格差っていうのが一番、貧困の連鎖というところで、歯止めをかけることになるので、ここを、どうにかすることで歯止めをかけることになるのではないかとということで、それと今言う食の支援ですね、そういうところは共通の認識であろうかというふうに思います。前回も言ったかもしれないんですけども、前例踏襲主義ということで、前言いました長与町独自の施策、これはもちろん財源を伴うことは承知しておりますけれども、全て未来への投資ということで、2期目、新たに走り出した吉田町政において、一人ひとりに向き合った政治を行っていただきたいというふうに思います。

次の、環境美化の取り組みなんですけれども、7条に環境美化推進区域の指定ということで町長が指定することができるというふうになっているんですけども、環境美化条例の中ですね。ここで、地区によっては、なかなかゴミステーションの不法投棄がやまないと、いろんな対策をするんですけど、なかなかやまないんですね。私が住んでいる自治会も全くそのとおりで、現在、ステーションがある20カ所にほうきとちり取りを設置しました。そして、それが少しでも、皆さん、不法投棄をされる方に、ここは

一生懸命きれいにしようとしているっていうのを周知する意味でも、置いてあるんですけども、この指定区域の指す場所というんですかね、実際にあるのか、この区域の指定というぐらいですから、こういう所を指定できるとか、何か基準っていうのがあるのかというふうに思うんですが、こちらの方はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

議員さんおっしゃるように環境美化推進区域というのが条例の中に、指定することができるというふうになっております。議員さんが仰られる皆前地区のステーション、それから道路等のレジ袋等とか、空き缶とか、ステーションの方に投棄と言いますか、不法に入れられているというふうな状況は、以前よりお聞きしております。同じような地区といいますか、というのが、駅の表裏と言いますか、南側と北側の方も同じような状況だと聞いております。この美化推進区域っていうのを指定した今までの経過がございません。実際のところ。それで、まずは住民の方々とか、自治会の方々、それからその地区の事業所さんの御意見とか、状況等を調査をさせていただいて、その中で基準とか、それから活動の内容とか、目的とかを取りまとめをさせていただければと思っています。まずは、状況の把握をぜひさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

状況を把握させていただいて、今までその環境美化推進区域というのを作ったことがないということで、モデル地区として指定していただいても結構ですので、このごみの投棄の禁止、12条にありますけど、この周知を図っていただくためにも、指定の方を考えていただきたいというふうに思います。それと、八反田公園なんですけれども、ちょっと個人的になるかもしれないんですけど、こちらに行くたびにまずやらないといけないのが、子どものお菓子の袋の収集から、ごみ取りから始めます。子どもたちに対する美化の推進の取り組みという部分で、ポイ捨てをしないというところの教育というのはどういふになされているのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

ごみを捨てないなど、公共の精神ということで小学校1年生の段階から道徳とか、特別活動の中で行ってありますが、個別にそういうことをしてはいけないんだということを今後とも指導したいと思います。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で15時30分まで休憩いたします。

(休憩 15時15分～15時30分)

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順10、安藤克彦議員の①国民健康保険の広域化について、②ごみの減量化への取り組みについての質問を同時に許します。

6番、安藤克彦議員。

○6番（安藤克彦議員）

こんにちは。最後の質問者となりました。今回は2つの点について質問を出しておりますが、まず初めに3点につきまして、私の方からちょっと話をさせていただきたいと思っております。

はじめに町長の2期目の当選おめでとうございます。本町も単年度の実質収支や将来負担率の悪化に見られるように、町財政は予断を許さない状況にあります。そんな厳しい中、町政のかじ取りに名乗りを上げられ、信任されたことに敬意を表したいと思います。これからは厳しい財政状況とはいえ、いかに諸問題を解決し住民福祉の向上に努めていくかが、町長の手腕にかかっていると思います。財源がないからできないではなく、いかに財源を見つけるか、無駄遣いをなくして捻出していくか、できないならできない理由を丁寧に示していく必要があると思います。期待しております。

次に、先の熊本県で起こりました地震におきまして、被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。私の実家も福岡西方沖地震において、被害を受けまして、被害者の皆様のご苦労を理解しお察しするところであります。1日も早く平穏な生活に戻れますようお願い次第です。

最後に私事で恐縮ですが、先週、私の父が他界しました。その際には、町長、議長をはじめ、関係各位の皆様、町民の皆様から賜りましたあたたかい弔意に対しまして、この場をお借りしましてお礼申し上げます。

では、本題の質問に入らせていただきます。

1つ目に国民健康保険の広域化についてお尋ねいたします。昨年、医療保険制度改革関連法案が成立し、平成30年度から国民健康保険の都道府県単位への移行が決まりました。国保財政の安定化を図るためとしておりますが、完全移行型ではなく、県が統一して運営方針を決め、財政運営に責任を負うものと理解されます。一方、町は引き続き国保の保険者として資格管理や税率の決定、国保税の賦課徴収を行うこととされております。これらのことから以下のことについて質問いたします。

1つ目に、住民からは所得は低いのに国保税が高いとの悲鳴が聞こえます。この状況を町はどのように捉え、どう対策を講じているのかお伺いいたします。

2つ目に、国保税の収納率、滞納世帯数、短期被保険者証・被保険者資格証明書の発行数はどのようになっているのか、お伺いいたします。

3番目に、国保会計への一般会計からの繰入について、町の考えをお伺いいたします。

4番目に、広域化へ向けた県や他市町との協議状況・内容をお伺いいたします。

2つ目にごみ減量化への取組についてお伺いいたします。昨年4月に本格稼働いたしました熱回収施設（クリーンパーク長与）も不具合後の炉の改修も終了し、現在、安定した運営が行われていると伺っております。この施設の稼働に伴いもやせるごみに出すことができる種類も増え、住民からは歓迎の声が聞かれます。ごみの減量化に向けては、町も様々な施策を講じ、町民の理解のもと取り組んできたことは理解するところでございます。また、保健環境連合会や環境サポーター、コミュニティ、自治会等で行われる啓発活動も減量に向けて大きく貢献しているものと思っております。ここで更なるごみの減量化と住民の利便性、公平性を考え以下のことについて質問いたします。

1つ目に、平成26年第4回定例会で質問いたしました粗大ごみ戸別収集有料化の検討状況をお伺いいたします。この質問につきましては、今年の議会で同僚議員も同様の質問をしております。検討に値するという回答でございましたので、再度質問をさせていただきます。

2つ目に、昨年度からもやせないごみとペットボトルが月2回のステーション回収となりましたが、収集の状況をお伺いいたします。以上よろしくお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

どうも皆さんお疲れ様でございます。本議会最後の質問者であります安藤議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

1番目1点目の国保税の現状と対策との質問でございます。まず、はじめに、国保の加入状況につきましてご説明を申し上げます。平成27年度の国保加入者は、平成28年3月末日で9,104名、うち65歳から74歳までの前期高齢者が占める割合は43.3%となっております。また、5,364世帯のうち、低所得であるために保険税の軽減を受けている世帯が2,653世帯で全体の49.5%を占めておるところであります。このように国保は、医療費を受ける頻度の高い高齢者が多くかつ低所得世帯が多いという構造的な特徴を持っているところであります。医療につきましては、高齢化の進展のみならず、医療技術も進歩し続け、より高度な医療や長時間にわたる治療を受けることにより毎年増え続けているところであります。長与町国保におきましても例外ではなく、毎年およそ6,000万円ずつ増加をし、平成27年度は31億円を超え、毎月2億6,000万円の支払いとなっているのが現状でございます。

長与町の課税率は県内では低い状況でございますが、国保の構造的な特徴や医療費の増大を踏まえ、個人の負担はどうしても増える傾向にあると想定をしておりますし、議員のご指摘のとおりでございます。

低所得者への配慮といたしまして、均等割・平等割につきましては、世帯の所得に応じまして、条例に基づき2割、5割、7割の軽減措置を実施をしております。28年度からも昨年度に続き所得基準額を被保険者1人につき26万円から26万5,000円

に引き上げる予定としております。

また、2割軽減に関する規定の軽減対象となる所得基準額を被保険者1人当たり47万円から48万円に引き上げる予定で、低所得世帯に対する保険税軽減の対象世帯が拡大されることとなります。その他、収納推進課を中心に役場窓口におきましても、分割計画などについて相談業務を行っているところであります。

また、医療費の増加に対応するために、疾病の早期発見、早期治療のための各種検診の実施、健診結果による保健指導や重症化予防事業、ジェネリック医薬品の利用促進などなどをさらに進めてまいります。しかしながら、今後の医療費の動向や平成30年度の県単一化による保険税の試算の状況等によって、今年度の税率改正も視野に入れておく必要があるのではないかと今のところ考えております。

次に2点目の国保の収納率、滞納世帯数及び短期被保険者証等の発行状況のご質問でございます。

国保の徴収実績は、平成27年度末の現年度徴収率が94.5%、滞納の繰り越し徴収率が14.01%で合計76.82%となっております。

次に、滞納世帯につきましては、平成28年5月23日付け現在で962世帯、短期被保険者293世帯、これは469名でございます。被保険者資格証明書は5世帯6名となっております。

次に、3点目の一般会計から国保会計の繰入ということでございますけれども、原則、長与町としましては、一般会計からの国保会計の繰入は考えておりません。

理由といたしましては、町民の皆様は、現在何らかの健康保険に加入をされております。保険料を納めていただいているわけでございますけれども、長与町は9,200人の方が国保に加入をされておりました、残り3万2,000人の方が国保以外の社会保険や共済組合などに加入をされておりました、保険料をそれぞれの保険者に支払われておりますので、一般会計からの繰出は公平性に欠け、二重払いに当たると考えております。そういう理由でございます。

次に4点目の広域化へ向けた県や他市町との協議状況などについてのご質問でございます。

県と市・町、国保連による広域化等の協議の場でありますところの長崎縣市町国保連携会議や事務担当者レベルでの協議を行う国保連携会議作業部会が、昨年度は計4回、今年度は1回開催をされております。その中で平成30年度からの広域化に向けた課題の検討や今後、県、市町などが連携して事務を行うために、導入が必要な国保保険者標準事務処理システムなどについての情報交換や協議を行っているところでございます。

次に、2番目1点目の粗大ごみ戸別収集有料化の検討状況でございます。

戸別収集有料化につきましては、これまでも時津町・長与町、長与・時津環境施設組合の3者協議が所管課内部での協議を行っているところでございます。

戸別収集を検討するにあたりまして、収集運搬にかかる経費や収集料金などの設定、

戸別収集有料券を活用しての回収方法についてなど、他の自治体の取り組みなども調査をいたしまして、研究を重ねている状況でございます。

戸別収集有料化の実施につきましては、住民の皆様のご理解をいただくことも重要であり、ごみの減量化や高齢者社会に対応した収集方法など、多面的な面から長与町にふさわしい収集方法や実施時期について、計画性を持った事業移行も含めまして、慎重な検討と協議が必要と考えております。

現在、実施をしております無料の拠点収集と戸別収集有料化も含め、多様な収集方法を組み合わせた収集方法などのメリット、デメリットなども十分に検討させていただき、一定の方向性が提案できるよう継続的に研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくようお願い申し上げたいというふうに思っております。

続きまして、2点目のもやせないごみとペットボトルの収集状況についてのご質問でございます。

もやせないごみにつきましては、平成26年度までは革製品・ゴム製品などの可燃性ごみをもやせないごみとして分別収集を行ってございましたけれども、平成27年度からごみ焼却施設の稼働によりもやせるごみへ分別区分を変更しております。そのため平成26年度より収集量は70トンの減量となりまして、前年比15%の減少となっております。

ペットボトルの収集状況についてでございますけれども、平成27年度より月2回の収集をしたことによりまして、平成26年度より11トンの増量となりまして、前年比11%の増加となっております。月2回のこの収集により、住民の利便性が向上したものと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

それでは、再質問に移らせていただきたいと思います。

まず、町長の方から答弁と申しますか、最初の前段で国保の状況についてのご説明がございました。聞くとあまり、前が明るい数字ばかりではないんですよね、ちょっと復唱というかしてみると、町で国保加入者が9,104人ですか、5,364世帯ということで、そのうちの前期高齢者の割合、65歳から74歳の割合が43.3%となると、約4,000人ほどでしょうか。この方々が前期高齢者9,100人ちょっとの中で4,000人、すなわち、それ以外の方というのは5,000人くらいになるんですよね。そして、さらに減免を受けている世帯が5,364世帯の中で2,653世帯、これはほぼ半分が減免を受けてらっしゃる。

町長の答弁にはありましたけど、高齢者が多いとか、どうしても国保の性質上、低所得者が多いという答えが返ってきております。国保というのは、以前は、農業者とか漁業者が中心であったと私認識しているんですけども、今は、いわゆる協会健保とか共

済とかが終わった方、リタイヤされた方がその後に入る保険というイメージなんですか。どうしてもそういった働き盛りの世帯が加入する加入者は少ないようにデータとしても出ております。

それにあわせて、当然、加入者は高齢者が多いということで医療費もかかると、最近は特に高度医療が発達してきております。

高額医療に対しましては、共同で高齢者医療制度というんですか、各市町村でお金を出しあって負担をし合うという制度はあるんですけども、それも80万とか30万とか枠がありますよね。それ以下に対しましては、町がそれぞれで国保会計でやっていけないといけないという厳しい現状がございます。

そうした時に住民からは、1番目なんですけれども、国保税は高いのかなと。今回、2年くらい前でしたかね、所得割を廃止して、所得割を段階的に廃止をしたんですかね。今年度から、ちょっとそこのとこあれなんですけれども、今年度からも、すいません。資産割ですね、失礼しました。資産割を段階的に廃止して、今年度からは資産割がない状態ということで、私も、国保に加入している1人なんですけれども、今度の国保の請求が、私、資産を持ちませんので、相当来るのかなとちょっと怖い状況なんですけれども、ここで聞きますけれども、国保のいわゆる収納率等も先ほど答えられましたけれども、この推移というのは、だいたいどんな状況なのか。収納率あるいは滞納世帯数、あと短期被保険者証等の交付状況、この推移について、担当課から数字なり何なりをお知らせしていただきますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それでは最初に、平成24年から27年度の推移についてお知らせします。

平成24年度の世帯数が5,333世帯で、そのうちの滞納世帯が1,070世帯で、収納率が過去の過年度分が18.15%、現年分が93.95%となっております。

平成25年度が世帯数が5,289世帯、滞納世帯が1,019世帯で、収納率の過年度分が16.06%、収納率の現年分が93.71%でした。

平成26年度は、世帯数が5,316世帯、滞納世帯が965世帯、収納率が過年度分16.26%、現年分が94.24%となっております。

世帯数も減少しておりますし、滞納世帯も減少しているという状況にあります。以上です。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

滞納世帯も減少している。そうですね、今年度が1番新しいので94.5%ですので、若干、収納率については上昇しているのかな。これは収納の対策を強化されてきてます

ので当然の数字なのかなとは思いますが、短期被保険者証の発行状況というのが増えてる状況でしょうか、減ってる状況ですか。どちらでも簡単な答え方でかまいませんので。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

短期交付世帯については、減少している状況です。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

減少してるということで、ちょっと予想外の答えだったんですが私としては増えてるのかなと思ってたんですけども、減少しているということで何らかの理由があるのかなと思いますが、それはさておき、やはり国保税が高いということに戻らせていただきたいと思いますが、高いというか高く感じるということですね。すいません。

市町村、県内市町村の中でも、長与町は低い方にあるということは私も認識しておるわけですけども、これで3番目に移りたいと思うんですけども、国保会計への一般会計からの繰入についての町の考えとしてはするつもりはないというふうにおっしゃいました。私はここで申し上げたいのは、私は、国保会計へ一般会計から繰り入れを行ってはどうかということではないんですよ。これは同僚議員からかねがね質問を受けていたと思うんですけども、町としての考えは公平性の観点から繰り入れるべきではないというお考え、これは今の町長もそうですし、前町長時代からも、そのような考えで聞いておりますが、私はここでちょっと考え方を変えないといけないのではないかなと思うんですね。広域化に向けて、これからいろいろ動き出すわけですけども、私もちょうど同僚議員から聞いて、朝、知ったんですけども、昨日の県議会の中でもこの国保の問題が取り上げられていまして、2,014年度ですね、これは、だから、今から2年前の26年度で県全体で15億5,900万円の国保の赤字が発生していたと。当然、これから県で行っていく国保で、これだけの金額を県が負担しきるのか、当然、足りない分については、2つの選択があると思うんですけども、保険料に反映させるのか、あるいは県が法定外繰り入れを行っていくのかということだと思うんですよ。今、町は法定外繰り入れは公平性の観点からするべきではないというお考えでしたけども、今度、会計が県に移った時に、町は果たしてそのスタンスでいいのか。県は法定外繰り入れをしないというスタンスをとったときに、町は考えを示した時に、町は「いや法定外繰り入れしてくださいよ。責任を当然持つべきでしょう」と言うべきなんですけれども、今の町の考えではそういうことは、県に言えないわけですよ。ということは、自然と被保険者の方にはね返ってくるのではないかなと思うんですけども、その点についてお考えをお聞きします。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

安藤議員がおっしゃるように、長与町の課税の状況というのは、県内でも17番目に低い状況にあります。1位の差が、1番高いところの町の差が7万9,500円ほどあります。それと平均値との差が2万3,000円ほどあります。これが多分30年度、県単一になってくるとやはりこの平均の方に、引き上げられていくんじゃないかというふうに予想されております。

それと国の方のガイドラインの方の項目として、現在、市町村ごとの赤字の解消または削減の要因と目標年次及び取り組みの計画というのを現在なっている市町村は、それぞれに立てていくというふうな項目を示されておりますので、多分、何らかの具体的なやり方についてというのは、今後、示されていくんじゃないかというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

そこで、私が申し上げるのは、町のスタンスを変えるべきではないかということですね、法定外繰入に対する考え方で、法定外繰入をしてくださいと私は申し上げてるのではなくて、法定額で、それぞれが国保以外の方は、他の保険者に保険を納めてるから法定外繰入をしないというのではなくて、今現状はするべきではないと今はまだ保険料で賄えるから、保険料、そんなに他市町に比べ安い保険料ですので、それで賄える。だから、法定外繰入はしませんよというスタンスは、私は、変えないといけないんじゃないかと。

どうしてかという各市町村の法定外繰入をしてない市町は、市町村の首長さんは、たいがいうちの町長と同じような答弁をされるわけですよ、考え方を、ただ、法定外繰入をされてる市町村はその全く逆の考え方、いつかはみんなが国保に入る、多くの方がですね。そこを守っていかなきゃいけないということで法定外繰入をされると思うんですよ。ですので、私はここで法定外繰入をしますという答弁を求めているのではなくて、法定外繰入に対する考え方をもう少し変えていただけないかなというスタンスなんです。そこを町長から直接いただけませんかでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員がおっしゃるように当然、公平性とか2重払いというのが今までございますよね。そういう形の中でやってきておるわけでございます。

当然、今回、この分が市町村から県の方に移るわけですので、そういった場合にどういう風になっていくのか、推量をするしかないわけでありまして、しかし、当然、

長与町の場合は高所得者が多いということで上がらざるを得ないというようなことでございますので、今のところ私は、町民の方々のご負担をしていただく方向にいくんじゃないかと考えております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

加入者数が少ないから町長もそういった答弁が、今、できるのかなと思うんですよね。これが過半数を超える、まあ過半数、そこまでならないでも、これからも高齢化していくと、どんどん国保の方は増えるんですよね、これはもう間違いないことです。ただもう一つ、今度、これが県に移行してしまいますと、法定外繰入れは、基本的に町はできないんですよね。できないシステムになっているようです。

ですので、あとは法定外繰入をするのは、いわゆる県が、県しかできない。当然、別の形で各市町に費用負担を求めてくるのかもしれませんが、厳密に法定外繰入と形でできるのは県でしかできなくなる。だから、その時に町は、法定外繰入を求めることが、今のスタンスでは私は矛盾していることを言うようになるんじゃないかな。当然、法定外繰入れを求めていくべきなんですよね。もし、保険料が上がると分かれば、それは町民を守る、町の責務でもあると思うんですね、義務でもあると思うんですよ。ですので、今のうちにスタンスを私は少し変えるべきじゃないか。法定外繰入をしてくださいと言ってるんじゃないんですよ。そうしないと今までは自分たちは法定外繰入をしない、できない、公平性が保てないと言っていたくせに、なんで県には求めてくるんだというスタンスで向こうは来ると思うんですね。ですので、私はそのように求めております。これは、今、ぱっと言ってですね、多分、答弁では私が法定外繰入をしてくださいというそういう質問の趣旨で答弁を来られていたと思うんですけれども、私はそういうスタンスではありませんので、今後、ちょっと協議なさって、できれば考え方を変えていくべきではないかなと思っております。

この4番目に、広域化に向けた県や他市町村の協議状況といたしますか、あげてましたけれども、作業部会が去年4回、今年1回で、担当者レベルの協議が行われたということで、私も大阪のちょっと状況を調べた時にはかなり進んだ状況、一部報道が先走りした部分で保険料を県共通化とかいう話題が出てたんですが、あれは撤回されたのか、ちょっと誤報だったのか分からないんですけども、ただ本県ではなかなか進んでないようです。標準事務処理システム、システムでしょうね。全市町に多分、繋がるような形のシステムをつくるようになってるんですけども、今後のスケジュールの平成30年スタートとなるとそんなに時間ないんですよね、1番興味があるのは保険料をどうやって決めるかだと思うんですけども、そのところについて、今後の状況、今後の予定と保険料がどうなるか。保険料をどこで、どのように決めるかというの。一般論で今報道されてる一般論でしか答えれなかったら、それでも構いませんので、そのところお答えく

ださい。よろしくお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

今後のまずスケジュールについてですけれども、今年の5月20日に県の国保連携会議の中で県より案という形で、今後の日程等についてお示しがありました。

まずそれによりますと平成28年度に連携会議、作業部会が計8回開催されます。

その中で運営方針の検討、そして保険料の標準化、市町村事務の標準化、効率化に向けての協議をされ、10月には納付金算定システムを使い、シミュレーション等が行われ、今年度中に運営方針の素案ができ上がる予定になっております。平成29年度から連携会議から出された運営方針の素案をもとに、県国保運営協議会で国保運営方針の作成、国保事務費納付金の徴収その他の重要事項等の協議が行われます。また、連携会議も並行して開催され、先ほどのシステムを使った納付金の算定等を行って、県の国保運営協議会に報告するようになっております。最終的に国保運営方針が12月の県議会へ報告され、そのあと市町村へ平成30年1月までに通知がされるというような流れになっております。税の決め方については、システムを用いた全市町村の納税の方の情報を用いて、いろいろなシミュレーションをするんだそうです。特に、今されてる税の求め方、そして医療費の方の出し方ですね、そういうのが非常に大事な要素になるんじゃないかというふうに言われております。まだ、このシミュレーションの方もまだ全然できてない状態ですので、まだここまでしかお伝えすることができません。以上です。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

ありがとうございました。まだまだ決まってない状況が多くて、でも、これからまだまだすることたくさんあって、スケジュールは一応出てるみたいですので、私も担当課の方にお邪魔して、これからその進行状況とか、あるいは、うちも常任委員会がございまして、その中でもお聞きすることがあるかもしれません。この件については、以上にしたいと思います。

では続きまして、ごみの減量化の取り組みについてですが、私が、とらえた中では前向きなこの答弁じゃなかったのかなと思います。具体的な方法とかはまだ決まってない。やるかやらないかということがちょっとニュアンス的にはっきり分からなかったんですけども、やっていこうとしてるんですかね。状況を勘案してとか、なにかずいぶん難しい言葉がいっぱい出てきたので、もう一応やる方向で進めようと思ってますなのか、いや、まだまだちょっと検討をする部分が多いので、そう答えられないということなのか、ちょっとそこのところははっきり分かるようにお答えください。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

なかなかちょっと答弁の方も検討事項が多いものですから、はっきりと答えられない部分もあったんですけども、所管としては、はっきり申しますと来年度に実施をしたいと考えております。来年度中にですね。なかなか、いろんな料金の問題とか収集員の確保とか、経費で問題とかございますので、今、いろいろと縷々検討をしております。実施につきましては、来年度中に実施に向けて、検討を進めている状況です。以上です。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

ありがとうございますというかですね、私は1歩も2歩も前進したのかなと思います。循環型社会の形成という答弁をいろいろといつもされてきて、それと先ほどから国保の件でありましたけれども、公平性の観点、あるいは今後の高齢者対策、そういった観点からぜひともこの事業は、私、進めていくべきではないかと。平成26年度の議会の時に申し上げたんですけども、今の現状はやはりちょっと長与町はゆるいのかなと粗大ごみに関してはですね。

同僚議員も前の前の議会でしたかね、質問をされていた時に言ったんですけども、何が1番大切かということを考えていくと、お金の問題よりも温かく、弱者、弱い方たちを見守っていく、それが1番。その次にいろんな方に費用を負担していただくとか公平性を考えてということが大切なのではないかなと思います。ということは、今、担当の課長からありましたけど、私は以前質問した時、スケールメリットを考えると時津町との協働がいいんじゃないかと。ですので多分、一部組合と時津町と三者で協議をしていたというふうな答弁をいただいたんですけども、この件に関しましては時津町はどうなのでしょう。協議したと思うんで、時津町のことでも分かると思うんで、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

久松住民福祉部長。

○住民福祉課長（久松勝君）

今のご質問につきましては、私の方からお答えをしたいと思います。

時津町との協議につきましては、長与・時津環境施設組合の構成町ということで、三者一緒になって協議を今まで何度かやってきております。最後にありましたのが、昨年10月でございます。その時の協議の内容としましては、戸別収集、有料化プラス戸別収集、この2点についてどう取り組もうかと。ごみの収集運搬につきましては、各町の固有事務でございます。ご存じのとおりでございますけども、そういった中でも両町でごみ焼却場もつくり、リサイクル施設もつくり、環境施設組合中心としてそういった施策をやっておりますので、両町が同じような出し方、同じような料金体系、これが望ま

しいだろうということの基本として、話してきたわけなんですけども。今、ご質問があつてます時津町さんがどういうお考えになつてゐるかと言いますと、昨年の10月の段階では協働のまちづくりという形で、同じ自治会の方が困つてらっしゃる粗大ごみを出せない方のお手伝いをする。こういった取り組みを広げていこうと、これが、まず最初じゃないかということで、現在も2つの自治会が取り組んでいると、ですからこれについては料金が新たには発生しないわけでございますけども、こういった協働のまちづくり、お互いが助け合うまちづくりを広げていきたいということから、いろんな町の調査などもなされていたんですけども、結果的にはそういう取り組みの方向にシフトしていきたいというお考えでした。それを両町合わせるといふことも、当然、おのおのの考えですので、本町におきましては先ほど課長が答弁いたしましたように、なるべく議員のご指摘もごございますように、手数料の平等性、こういったものも踏まえていきますと、これも早くから検討課題ということでありましたので、前向きに進めようと順を追つて、いきなりはできないかと思うんですけども、戸別収集と有料化については、実施をする方向で検討していきたいということだと思つております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

この件に関しましては、1番最初に出てきたのが一部組合の方の一般質問で出てきたのが最初だったと記憶してゐるんですけど、それを踏まえた上で各三者が協議をなさつて、時津町がそういった道を選ばれた。長与町でも、今、粗大ごみの高齢者支援対策を行つてないと思うんですよ。ですので、時津町は、今、長与町が行つてないその高齢者支援対策にシフトをしたと、高齢者支援対策というか自治会を通してのですね、長与町は、個別の有料化にシフトしたということで、私は良かったと思つています。

資源ごみの分別回収でも、長与町は独自の道を進んでゐるわけで、近隣市町村、当然、仲良くしていかなくちゃいけないし参考にする面もあると思つてゐるんですけども、やはり独自事業というのは自分の町が独自に決められることですので、私は評価したいと思つています。

最後の2番目の質問は、ここで良い回答が出なかつたらということで、ちょっと考えていたことなんです。実は、先ほども答弁でありましたけれども、月2回にしたもやせないごみはかなり少ないですよ。ちょうどうちの地区も、今日朝から私の家の前のごみステーションで、もやせないごみでしたけども4袋しか出てないんですよ。そんな状況が続いているので、私はこの月2回は無駄じゃないかなと若干思つてました。ただ、今度、本当に有料化をされてしまうとみんなごみ袋を活用すると思うんですよ。もやせないごみをごみ袋に入るものは、ステーションに出せるわけですからですね。だから当然、そのためには、もしそうなるならば、この回収のサイクルと、あと委託業者等の準備等もあります、委託業者のこともありますので、私はこれは残しておくべきじゃないかなと思つています。

最後になりますけれども、今後、熱回収施設が完成とともに、いろいろ長与町も変化してきて、ごみの収集方法も変化しましたし、ごみの量も変化しております。なかなかごみの量は減らないという現状もありますけれども、職員の方、あるいは町長はじめ皆さんにしっかりとした啓発活動、それと運動を行っていただきまして、今後の廃棄物行政にも邁進していただきたいと思います。早いですけど、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

これにて本日の日程は終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 16時13分）